

パブリックコメント

(案)

第3次 甲州市男女共同参画推進計画 ～甲州フルーティー夢プラン～

令和4年度～令和13年度

甲州市



目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1章 基本的事項 | 1 |
| 1. 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2. 計画策定の背景 | 2 |
| (1)本市の取り組み | 2 |
| (2)ジェンダー平等による経済発展 | 3 |
| (3)ジェンダー平等を通じた持続可能な開発目標(SDGs)の実現 | 4 |
| 3. 計画の位置づけ | 5 |
| 4. 計画期間 | 6 |
| 第2章 本市の現状と課題 | 7 |
| 1. 人口の推移 | 7 |
| 2. 女性の労働力率と就業の構造 | 8 |
| 3. 審議会等における女性の登用 | 11 |
| 4. 男女共同参画に関する市民意識調査結果概要 | 13 |
| (1)男女の平等について | 13 |
| (2)男女平等になるために優先すべきことについて | 14 |
| (3)男女が働きやすい環境をつくるために必要なことについて | 15 |
| (4)「夫は外で働き、妻は家を守る」という考え方について | 16 |
| (5)男性が担う家事等の担当について | 17 |
| (6)男性が家事・育児・介護に参加していくために必要なことについて | 18 |
| (7)ワーク・ライフ・バランスについて | 19 |
| (8)女性の参画が方針決定の場に増えていくために必要なことについて | 20 |
| (9)男女共同参画社会の実現のために重点的に取り組めばよいと思うこと | 21 |
| 5. 課題の総括 | 23 |
| 第3章 計画の総合目標と基本理念 | 25 |
| 1. 総合目標と基本理念 | 25 |
| 2. 基本目標 | 28 |
| 3. 施策の体系 | 29 |

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 第4章 施策の展開..... | 31 |
| 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 | 31 |
| 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画の拡大 | 38 |
| 基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしのための取り組みの充実..... | 47 |
| 第5章 推進体制の充実..... | 55 |
| 1. 庁内推進体制の充実 | 55 |
| 2. 男女共同参画推進委員会の運営 | 55 |
| 3. 男女共同参画審議会の設置 | 55 |
| 4. 計画の進行管理 | 56 |
| 参考 | 57 |
| 指標と目標値一覧 | 57 |
| 世界・国・県の動向 | 58 |
| 資料編 | 61 |
| 1. 甲州市男女共同参画推進条例..... | 62 |
| 2. 甲州市男女共同参画推進委員会委員名簿 | 69 |
| 3. 甲州市男女共同参画審議会委員名簿 | 70 |
| 4. 第3次甲州市男女共同参画推進計画の策定経過..... | 71 |



第1章 基本的事項

I. 計画策定の趣旨

本市では、平成29年3月に「第2次甲州フルーティー夢プラン」を策定し、令和3年度を目標年度とした総合目標「住みよいふるさと甲州市を、守り、育て、発展させていくために、甲州市に暮らし又は活動する誰もが、あらゆる場面でその人らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現」を掲げ、3つの基本目標及び8つの重点目標を設定して各施策を推進してきました。また、令和元年6月には「男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会の実現に向けて、甲州市に暮らす一人ひとりの意識改革を行うとともに、男女共同参画社会づくりに向けた気運を広く醸成し、市民とともに取り組んでいくことを目指してきました。

男女共同参画に対する市民の理解は深まりつつあるものの、「男性は仕事、女性は家庭」などの固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシヤス・バイアス）は依然として残っており、あらゆる分野における男女の不平等感、性差に対する偏見や様々な社会制度・慣行も依然として解消されていません。こうした中で、より一層の意識改革と女性の更なる社会参加の促進、働き方の見直し、そのための環境整備等、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが求められています。

また、少子化の進行による人口減少、急速な高齢化の進行、社会経済の低迷、個人の価値観やライフスタイルの多様化等、我が国を取り巻く社会経済情勢は刻々と変化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。

こうした現状に鑑み、国、県の男女共同参画基本計画を勘案し、上位計画である第2次甲州市総合計画を踏まえ、同計画の掲げた本市の将来像である「豊かな自然 歴史と文化に彩られた 果樹園交流のまち 甲州市」の実現を目指すため、本市行政の各分野において男女共同参画の視点を積極的に取り入れていく必要があります。

これらの動向を踏まえつつ、「第2次甲州フルーティー夢プラン」の計画期間終了にあたり、男女共同参画社会の実現に向けて本市が今後10か年に実施する施策を総合的・体系的に取りまとめた、「第3次甲州市男女共同参画推進計画～甲州フルーティー夢プラン～」を策定します。





2. 計画策定の背景

(1) 本市の取り組み

本市では、平成19年3月に甲州市男女共同参画プラン「甲州フルーティー夢プラン」を策定しました。計画期間中である平成28年3月には、本市の現状や市民の考え方を踏まえた「甲州市男女共同参画推進条例」を制定し、その後平成29年3月に「第2次甲州フルーティー夢プラン」を策定しました。これらのプランをもとに男女共同参画社会に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため「甲州市男女共同参画推進委員会」を設置しています。同委員会では、専門的事項の調査・検討を行うため「家庭」、「職場」、「地域」の各分野別に部会を設置しました。具体的な活動としては、「男女(みんな)で環になり笑顔のフォーラム」の実施、「およっこいまつり」や「甲州こどもフェスタ」での啓発活動、男性の料理教室開催、CATVでの啓発番組の配信、「市長と語る会」などを実施してきました。

令和元年6月には、男女共同参画の実現に向けて、甲州市男女共同参画推進条例の基本理念を短く、分かりやすい言葉で表現し、市民の意識の醸成につながるようにと「甲州市男女共同参画都市宣言」を行いました。

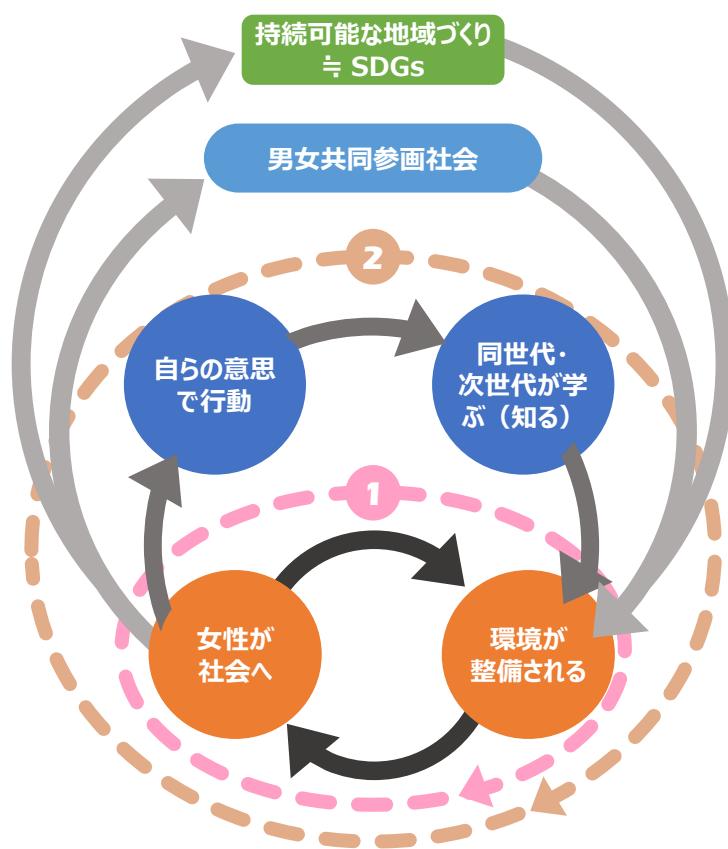
また、令和3年12月にすべての市民が多様な性を認め合い、個人が尊重され、誰もがいきいきと自分らしく生きることができる地域社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入しました。





(2) ジェンダー平等による経済発展

女性のエンパワーメント^{*1}の促進は、所得格差の解消に貢献するだけではなく、経済の強靭性を高め、経済成長につながります。例えば女性の労働参加への障壁を減らして労働力人口に占める女性の数を増やすことは、これまで想定されていたよりも生産性と成長に大きく寄与し、さらには男性の賃金も増加することが示されています^{*2}。



資料:甲州市男女共同参画推進委員会

*1 女性のエンパワーメントとは、女性の経済・社会的地位の向上を目指して、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけ、様々な意思決定の過程に関わる力をつけていくことです。

*2 国際通貨基金(IMF)による試算でも、ジェンダー格差の解消は、人々の厚生と経済成長を大きく推進できるという研究結果がでています。



(3) ジェンダー平等を通じた持続可能な開発目標(SDGs)の実現

平成27年に国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)において、2030年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられ、これに沿って各国での取り組みが加速しています。日本においても、SDGs実施指針において、日本の「SDGsモデル」の確立に向けた取り組みの8つの柱の一つに「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を掲げています。

甲州市においても、ジェンダー平等を前提として、性別に関わりなく誰もが互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任を分かち合い、その個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、長年、市民とともに取り組みを進めています。





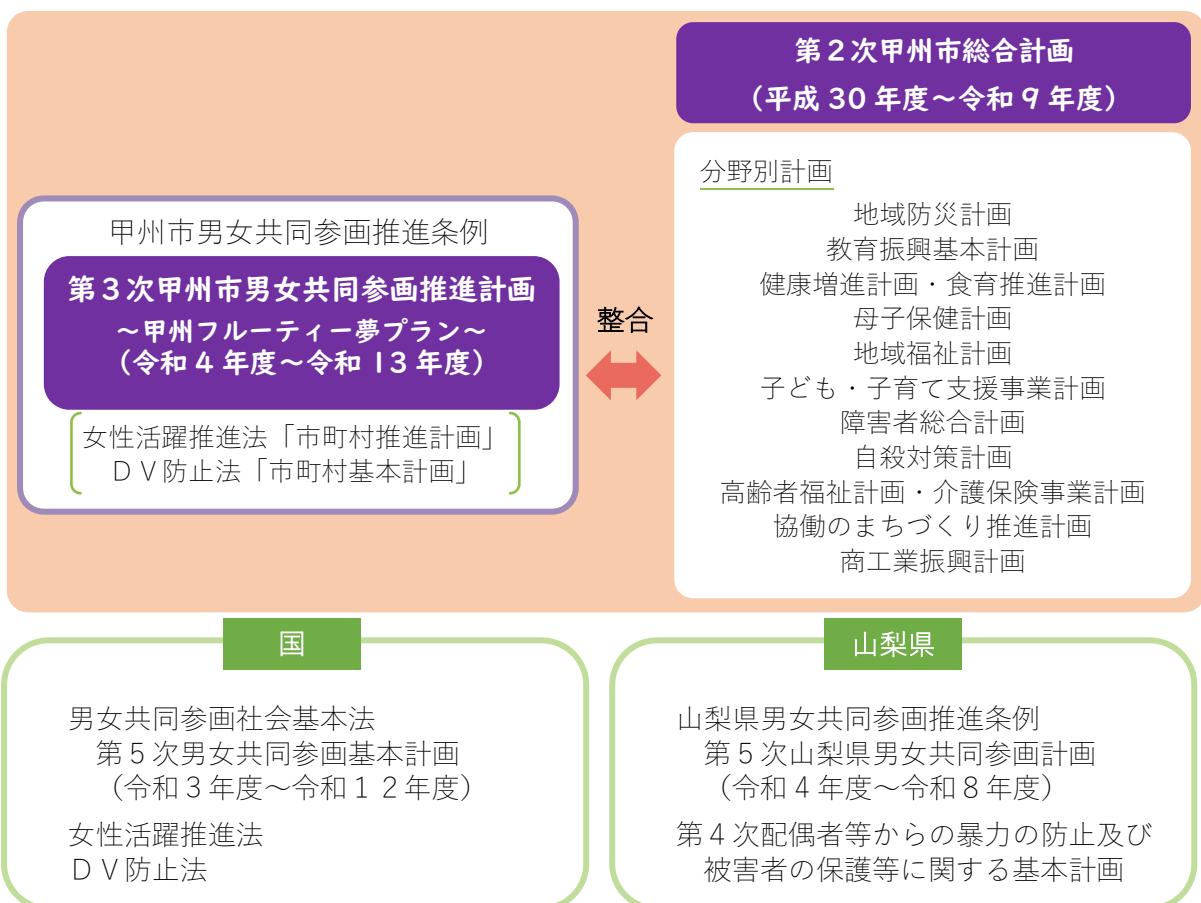
3. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項にもとづく「市町村男女共同参画計画」であるとともに、甲州市男女共同参画推進条例第13条にもとづく「基本計画」であり、本市の最上位計画である「甲州市総合計画」の分野別計画として位置づけられます。また国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第5次山梨県男女共同参画計画」並びに本市が策定した関連計画等との整合・連携を図り策定したものです。

なお、本計画のうち、「基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画の拡大」（重点目標6雇用等における男女共同参画の推進と重点目標7仕事と生活の調和）は、女性活躍推進法第6条第2項の「市町村推進計画」と位置づけます。

また、「基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしのための取り組みの充実」の「重点目標10女性に対するあらゆる暴力の根絶」は、DV防止法第2条の3第3項の「市町村基本計画」と位置づけます。

図表1 計画の位置づけ





4. 計画期間

この計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、社会情勢の変化に的確に対応するため中間年度に見直しを実施いたします。





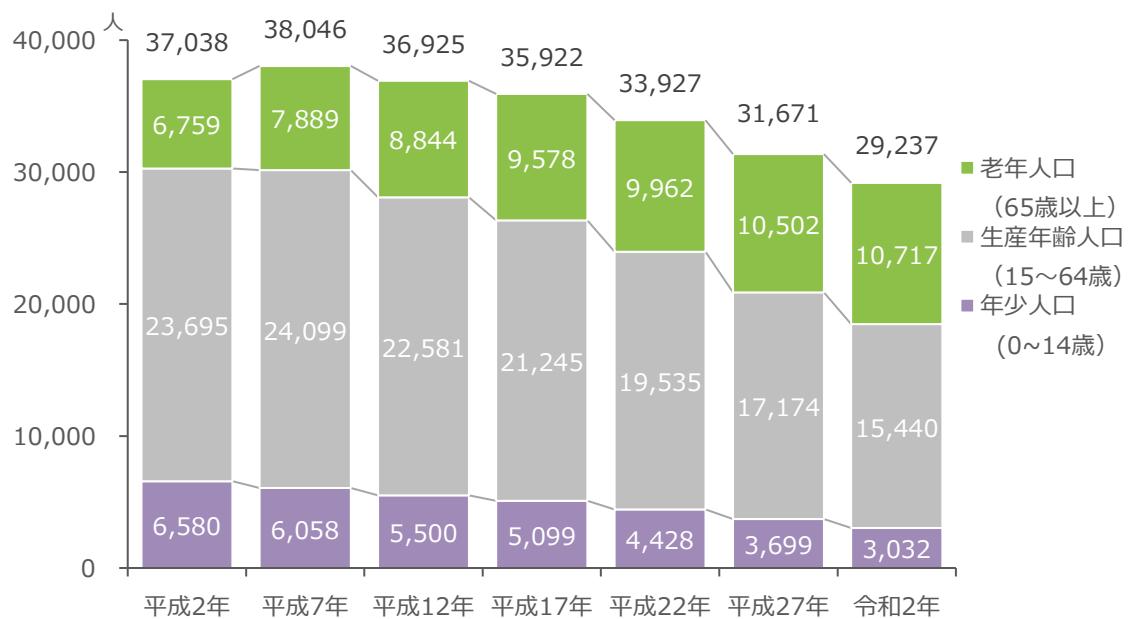
第2章 本市の現状と課題

I. 人口の推移

国勢調査により、平成以降の本市の人口の推移をみると、総人口は平成7年をピークとして、以降は減少に転じ、令和2年には29,237人となりました。ピーク時からは8,809人の減少となっています。

年齢3区分別の人口は、老人人口(65歳以上)が一貫して増加する一方で、生産年齢人口(15~64歳)は平成2年から平成7年にかけて404人増加して以降は減少傾向にあり、また、年少人口(0~14歳)は一貫して減少しています。いわゆる少子高齢化が着実に進展している状況にあります。

図表2 総人口及び年齢3区分人口の推移



※資料：国勢調査

本市が令和2年3月に策定した「第2期甲州市総合戦略」では、本市人口の将来展望を「2060年に人口規模27,000人の維持」としています。

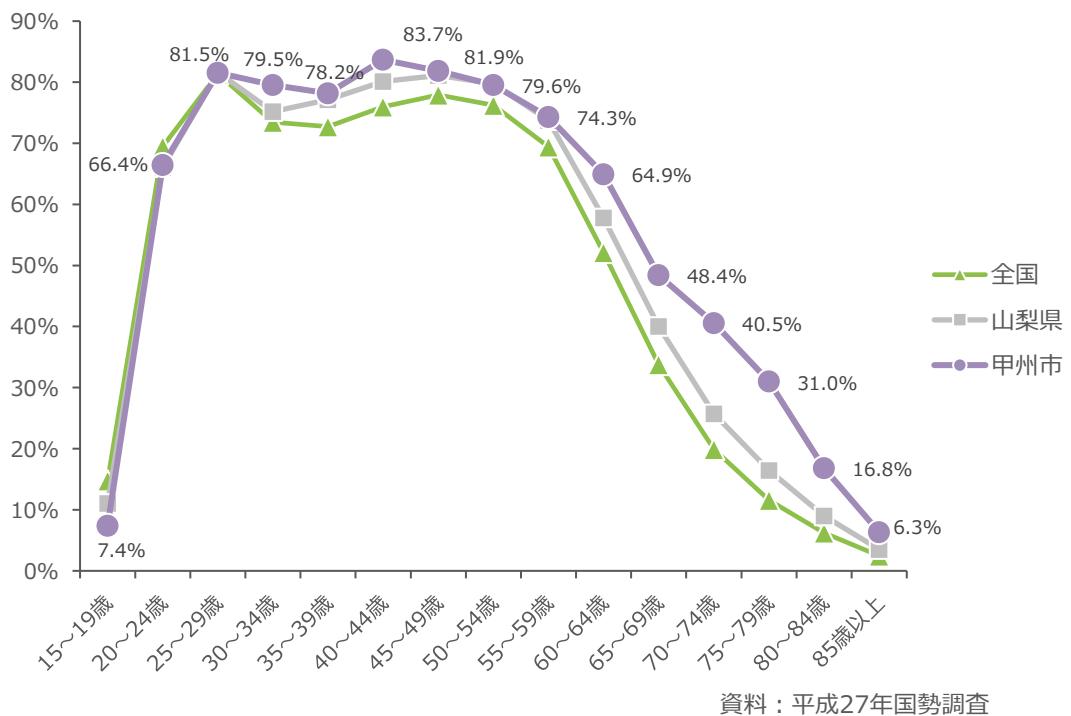


2. 女性の労働力率と就業の構造

女性の社会進出の指標の1つとされる労働力率^{*3}に関して、国の「第5次男女共同参画基本計画」において、「保育の受け皿整備などの両立支援施策の充実を背景に、M字カーブ^{*4}問題は確実に解消に向かっている^{*5}」とされています。

図表3は、平成27年国勢調査「就業状態等基本集計」により女性の年齢5歳区分の労働力率を算出し、全国、山梨県と比較したものです。

図表3 女性の年齢5歳区分の労働力率



本市の女性の労働力率は、概ね30歳代をボトムとする緩やかなM字の線形である点は全国、山梨県と同様ですが、特に30代以降の労働力率は全国、山梨県と比べて高くなっています。

この高い労働力率に関しては、以下の留意すべき事項が考えられます。

*3 15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合です。

*4 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。

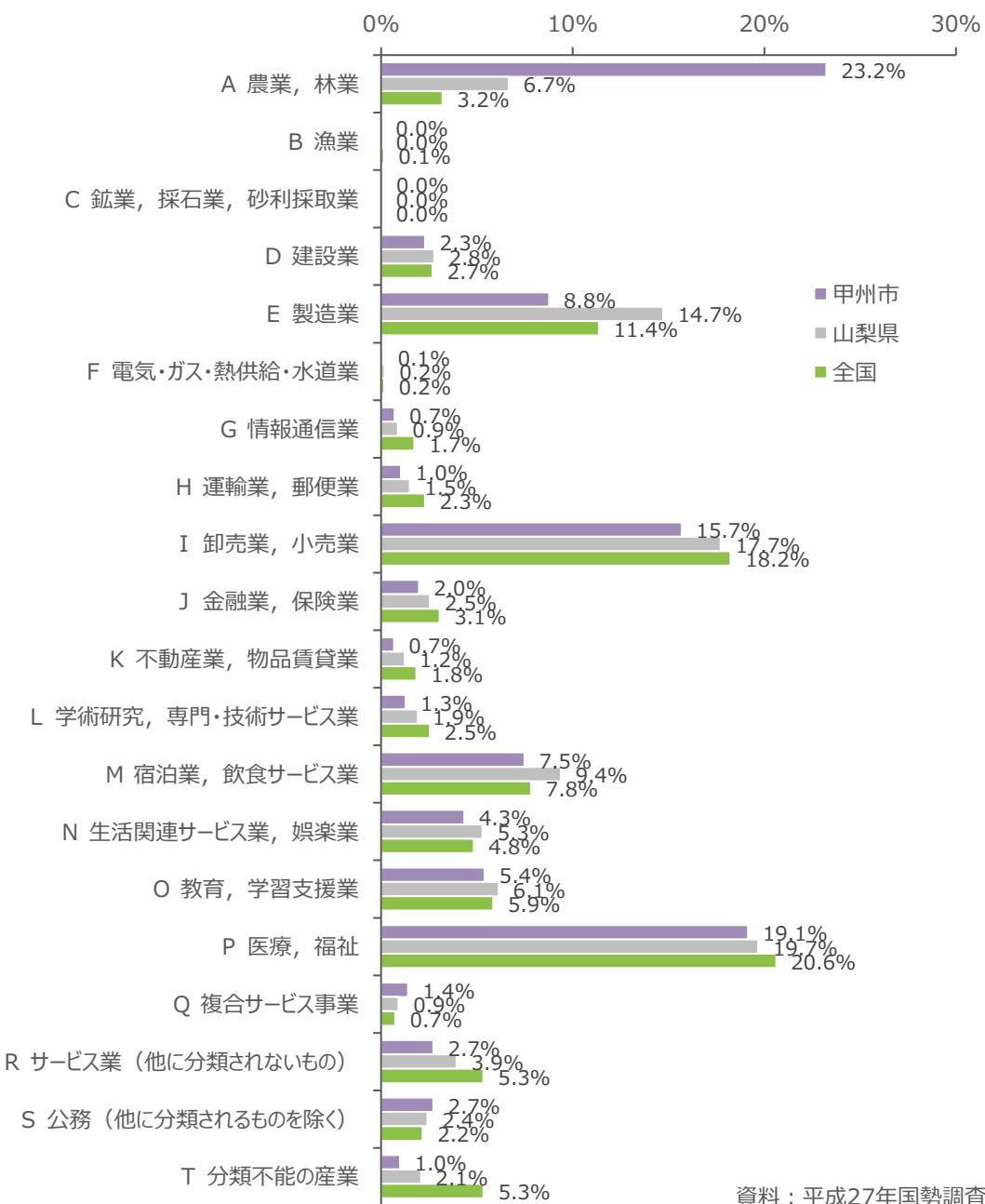
*5 内閣府「第5次男女共同参画基本計画」7頁



第1は、本市の産業構造に関する事項です。

図表4は、女性が就業している産業（大分類）について国、山梨県と比較したものです。

図表4 女性が就業する産業（大分類）



資料：平成27年国勢調査

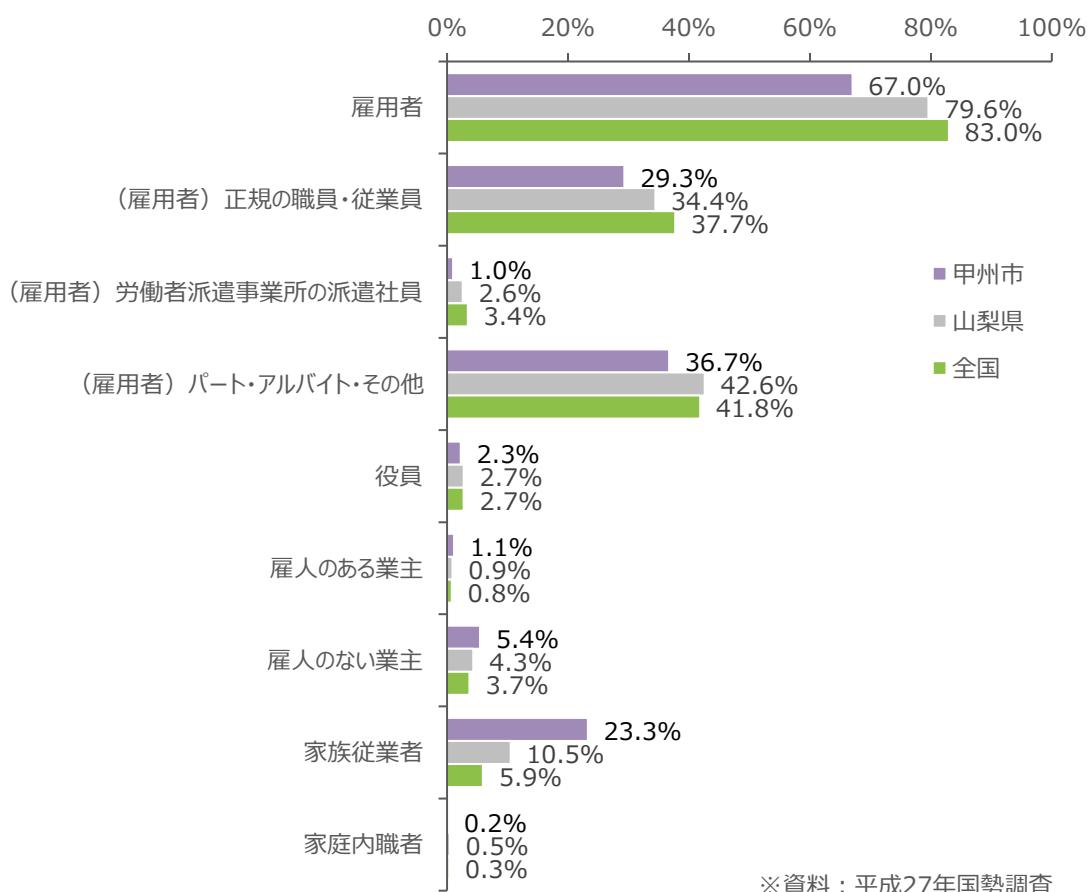
本市の女性は、「A農業、林業」に就業する者が多く、23.2%とおよそ4人に1人となっています。



第2は、就業する女性の「従業上の地位」に関する事項です。

本市の女性就業者を従業上の地位別に構成比を算出し、全国、山梨県と比較したものが図表5です。

図表5 女性就業者の従業上の地位



本市は、全国、山梨県に比べて「雇用者^{*6}」の割合が低く「家族従業者^{*7}」の割合が顕著に高くなっています。

農業の就業者が多いことが、家族従業者の割合が高いことにつながっています。

^{*6} 社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」ではない人です。役員とは、会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などです。(総務省統計局 統計表で用いられる用語)

^{*7} 農家や個人商店等で、農仕事や店の仕事等を手伝っている家族のことです。

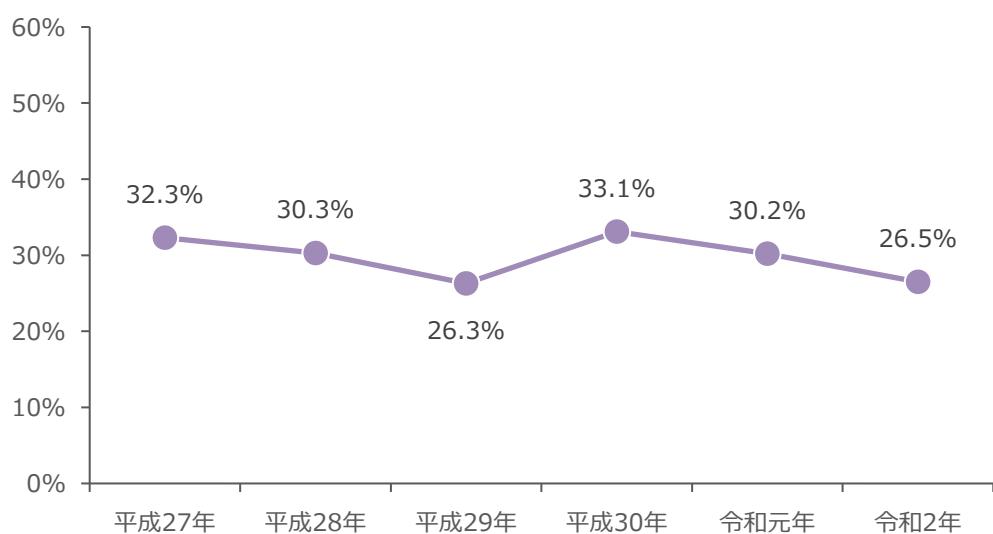


3. 審議会等における女性の登用

本市の審議会等における委員総数に占める女性委員の割合の推移をまとめたものが図表6です *⁸。国の「第5次男女共同参画基本計画」では、「2025年：40%以上」が成果目標となっています。

本市は、近年、概ね30%前後で推移しています。

図表6 審議会等における委員総数に占める女性委員の割合



資料：市民課集計



*⁸ 地方自治法第202条の3にもとづく審議会等を集計しました。地方自治法第202条の3は「普通地方公共団体の執行機関の付属機関は、法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議、又は調査等を行う機関とする。」と規定しており、設置目的が、委員間の業務連絡や役割分担調整、業務で必要な情報交換等となっているものは、ここでは「審議会等」に含まれません。

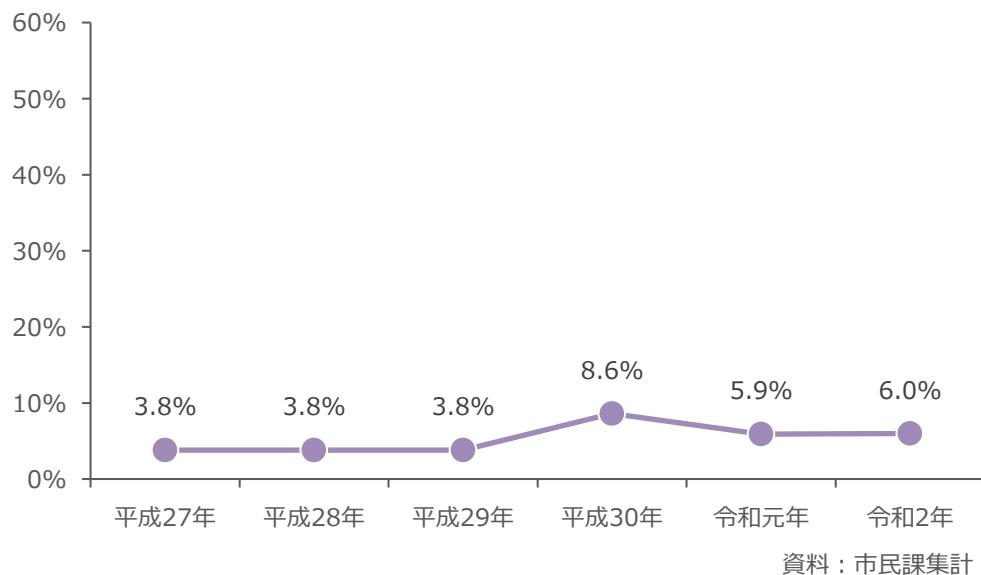


また、地方自治法第180条の5にもとづく委員会等として教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会がありますが、同様に委員総数に占める女性委員の割合の推移をまとめたものが図表7です。

平成27年以降でみると、平成29年までは3.8%、平成30年以降は5%超となっています。上記「審議会等における委員総数に占める女性委員の割合」とは異なり、国の「第5次男女共同参画基本計画」において成果目標は掲げられていませんが、本市は1割に満たない水準にあります。

なお、農業委員会に関しては、「農業委員会等に関する法律」の改正^{*9}により青年や女性の積極的な登用が求められることとなっており、国の「第5次男女共同参画基本計画」でも委員に占める女性の割合の向上^{*10}を具体的な取り組みとして定めています。

図表7 委員会等における委員総数に占める女性委員の割合



^{*9} 法第8条第7項は「市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。」と規定しています。(平成28年4月1日施行)

^{*10} 内閣府「第5次男女共同参画基本計画」49頁

農業委員に占める女性の割合成果目標:20%(早期)、更に30%を目指す(2025年度)。



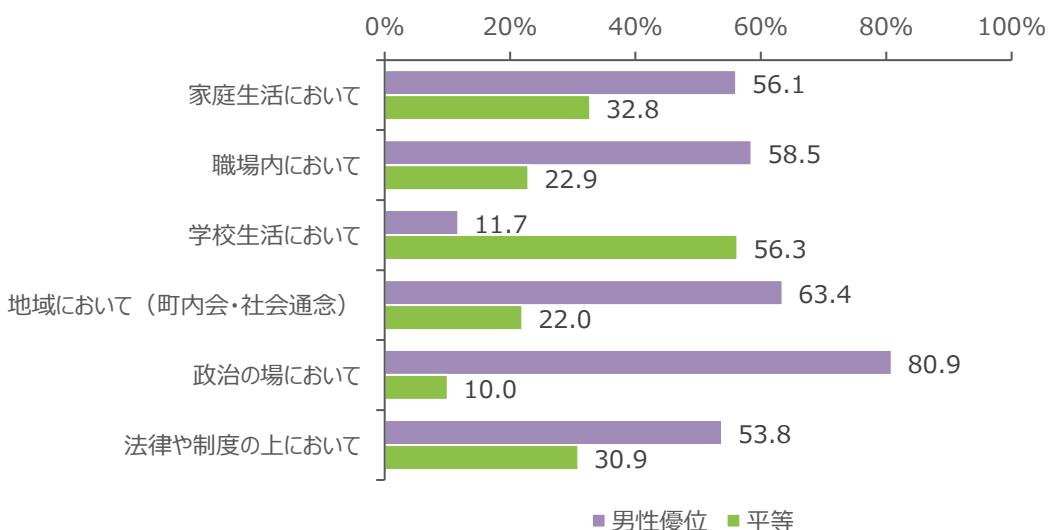
4. 男女共同参画に関する市民意識調査結果概要

「男女共同参画に関する市民意識調査」は、「第3次甲州市男女共同参画推進計画」策定のための基礎資料収集として令和3年4月に実施し、528票（男性230票、女性298票）の有効回答を得て集計・分析を行いました。（回収率40.6%）

(1) 男女の平等について

家庭や職場等の各分野において男女の地位が平等になっているかについて、「男性が優遇」、「どちらかと言えば男性が優遇」、「平等」、「どちらかと言えば女性が優遇」、「女性が優遇」、「わからない」の6肢に回答を得ました。このうち「男性が優遇」、「どちらかと言えば男性が優遇」の回答を合計したものを「男性優位」として「平等」の回答と比較したものが図表8です。

図表8 男女の平等について（問7）



「平等」が5割を超えたものに「学校生活において *¹¹」がありますが、その他の選択肢では「男性優位」の回答が多くなっています。特に「政治の場において *¹²」が8割、「地域において（町内会・社会通念） *¹³」は6割を超え男性優位の回答が多くなっています。

*¹¹ 前回調査では、「学校教育の場」の「平等」は46.4%

*¹² 前回調査では、「政治の場」の「男性優位」は72.5%

*¹³ 前回調査では、「町内会や自治会等地域」の「男性優位」は54.2%、「社会通念やしきたり」の「男性優位」は67.0%



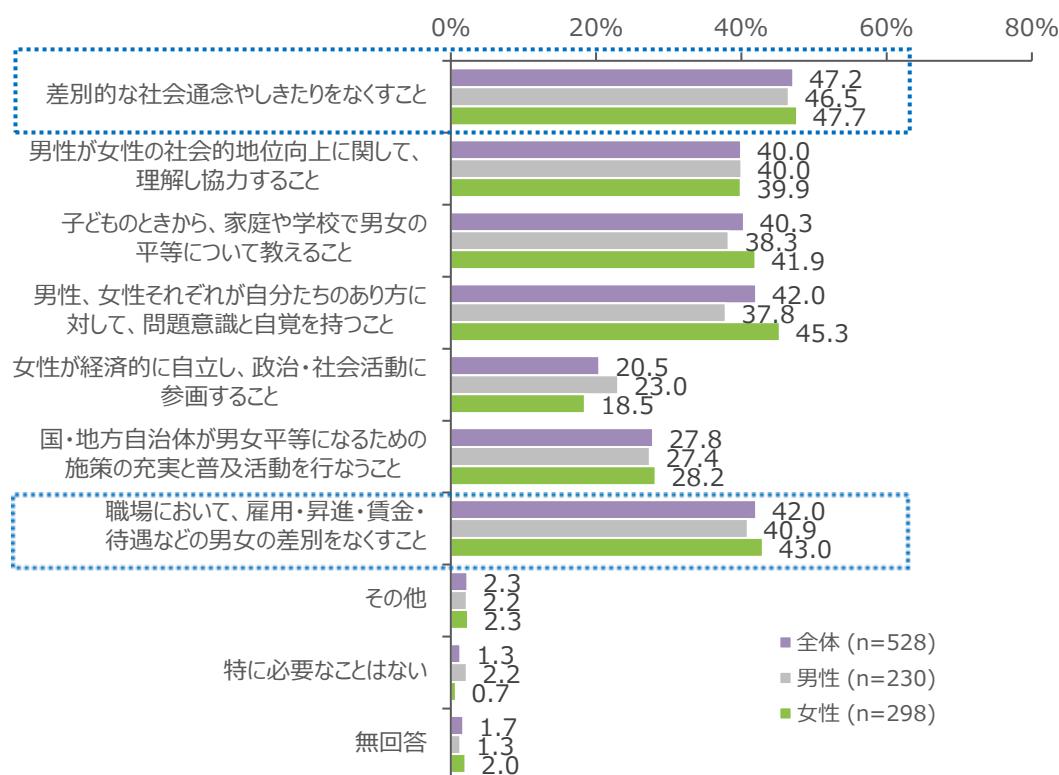
(2) 男女平等になるために優先すべきことについて

「男女が平等になるために優先すべきこと」について複数回答形式(○は3つまで)で回答を得ました。

男女とも、「差別的な社会通念やしきたりをなくすこと^{*14}」が最も多く、5割弱となっています。また、「職場において、雇用・昇進・賃金・待遇などの男女の差別をなくすこと^{*15}」についても、男女とも4割を超えていました。

基本的には男女による回答の差はそれほど見られませんが、「男性、女性それぞれが自分たちのあり方に対して、問題意識と自覚を持つこと^{*16}」については男女の意識にやや違いがみられます。

図表9 男女が平等になるために優先すべきことについて(問8)



*¹⁴ 前回調査では、全般38.7%、男性44.4%、女性34.5%

*¹⁵ 前回調査では、全般46.1%、男性45.8%、女性46.3%

*¹⁶ 前回調査では、全般46.1%、男性44.4%、女性47.3%

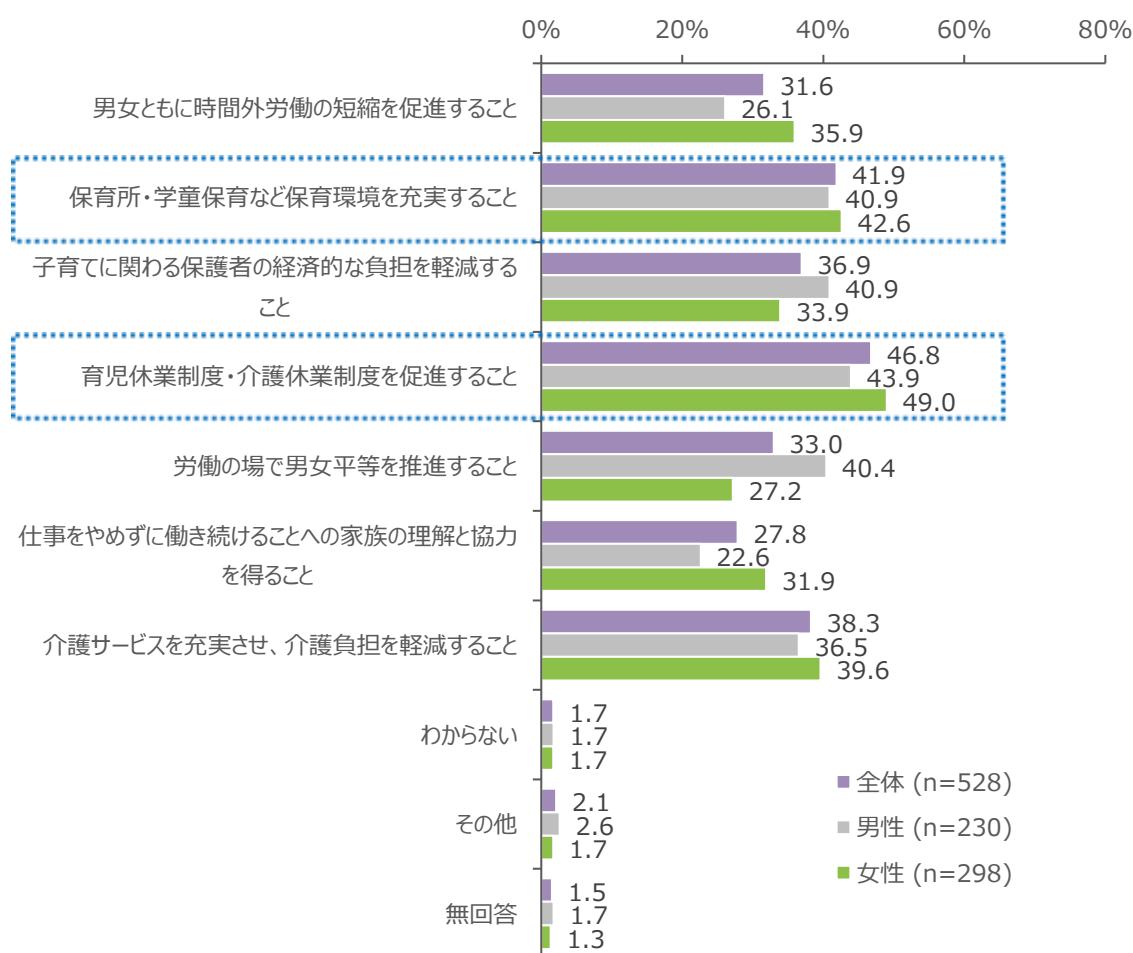


(3) 男女が働きやすい環境をつくるために必要なことについて

「男女が働きやすい環境をつくるために必要なこと」について複数回答形式（○は3つまで）で回答を得ました。

男女とも「育児休業制度・介護休業制度を促進すること^{*17}」が最も多く、次いで、「保育所・学童保育など保育環境を充実すること^{*18}」となっています。他の項目では、「労働の場で男女平等を推進すること^{*19}」は、男性が40.4%であるのに対し、女性は27.2%となっており、両者の意識にやや差がみられます。

図表 10 男女が働きやすい環境をつくるために必要なことについて（問9）



*¹⁷ 前回調査では、全体 45.7%、男性 44.1%、女性 46.8%

*¹⁸ 前回調査では、全体 55.5%、男性 56.6%、女性 54.7%

*¹⁹ 前回調査では、全体 21.9%、男性 23.6%、女性 20.7%

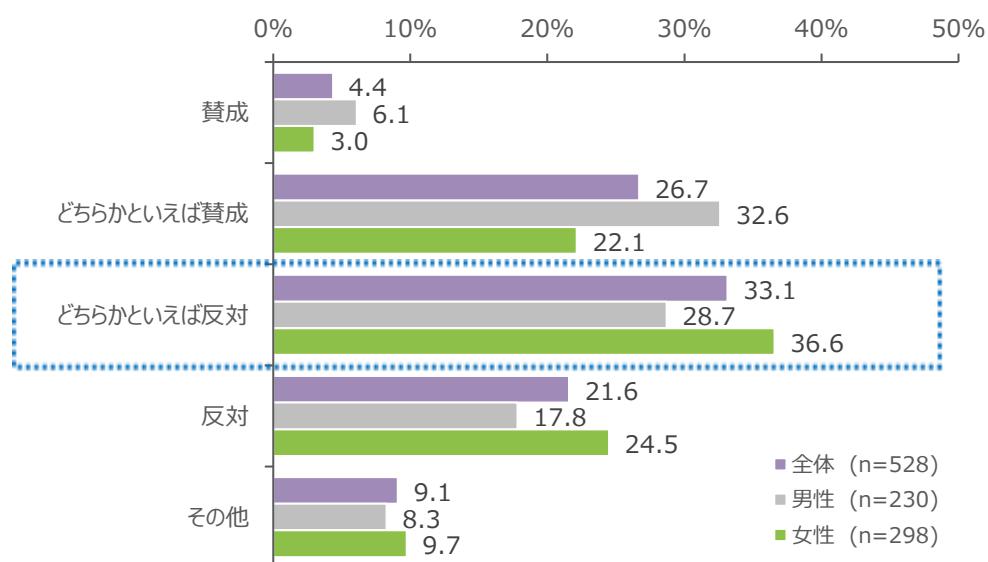


(4) 「夫は外で働き、妻は家を守る」という考え方について

「夫は外で働き、妻は家を守る」という考え方について、全体では「どちらかといえば反対^{*20}」が33.1%と最も高くなっていますが、「どちらかといえば賛成^{*21}」も26.7%であり、拮抗しています。

また、「反対」と「どちらかといえば反対」と答えた割合は、男性が46.5%に対し、女性は61.1%と男性よりも割合が高くなっています。

図表11 「夫は外で働き、妻は家を守る」という考え方について(問11)



^{*20} 前回調査では、全体 28.4%、男性 30.3%、女性 27.1%

^{*21} 前回調査では、全体 30.7%、男性 32.7%、女性 29.3%

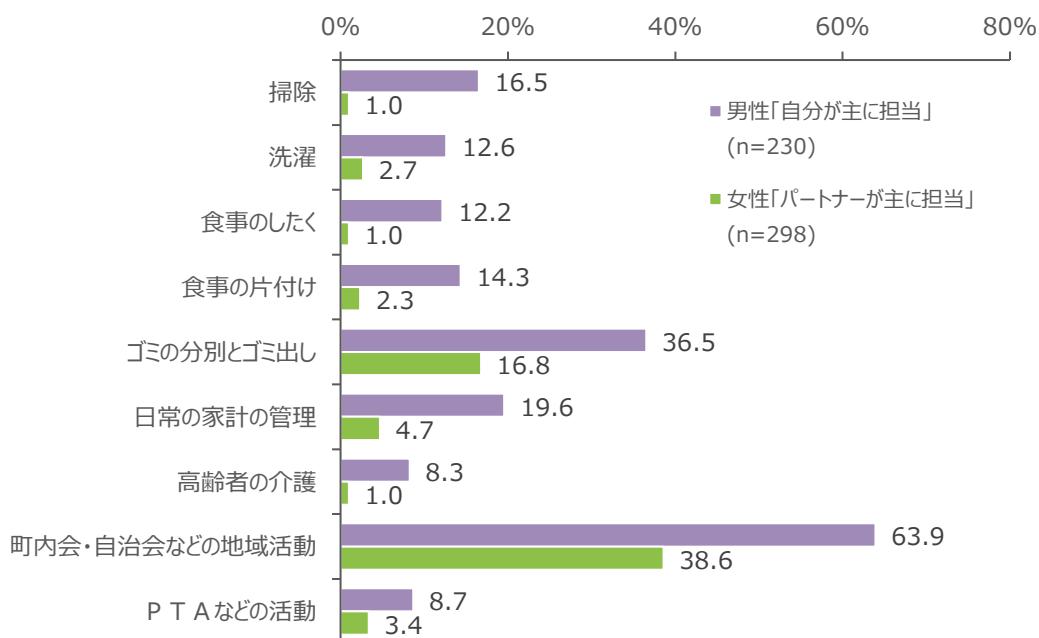


(5) 男性が担う家事等の担当について

家事について、「あなたが主に担当」、「あなたとパートナーが同じ程度に分担」、「パートナーが主に担当」、「あなたとパートナー以外の家族が担当」、「外部のサービスを利用」、「該当しない」の6肢で回答を得たうち、男性が「あなたが主に担当」とした回答と女性が「パートナーが主に担当」とした回答を比較した形でまとめたものが図表12です。

すべての項目で女性の回答が男性の回答を下回っており、男性の家事等の担当については、男性自身の自己評価と女性の評価とに差があることがわかります。

図表12 男性が担う家事等の担当について(問12)



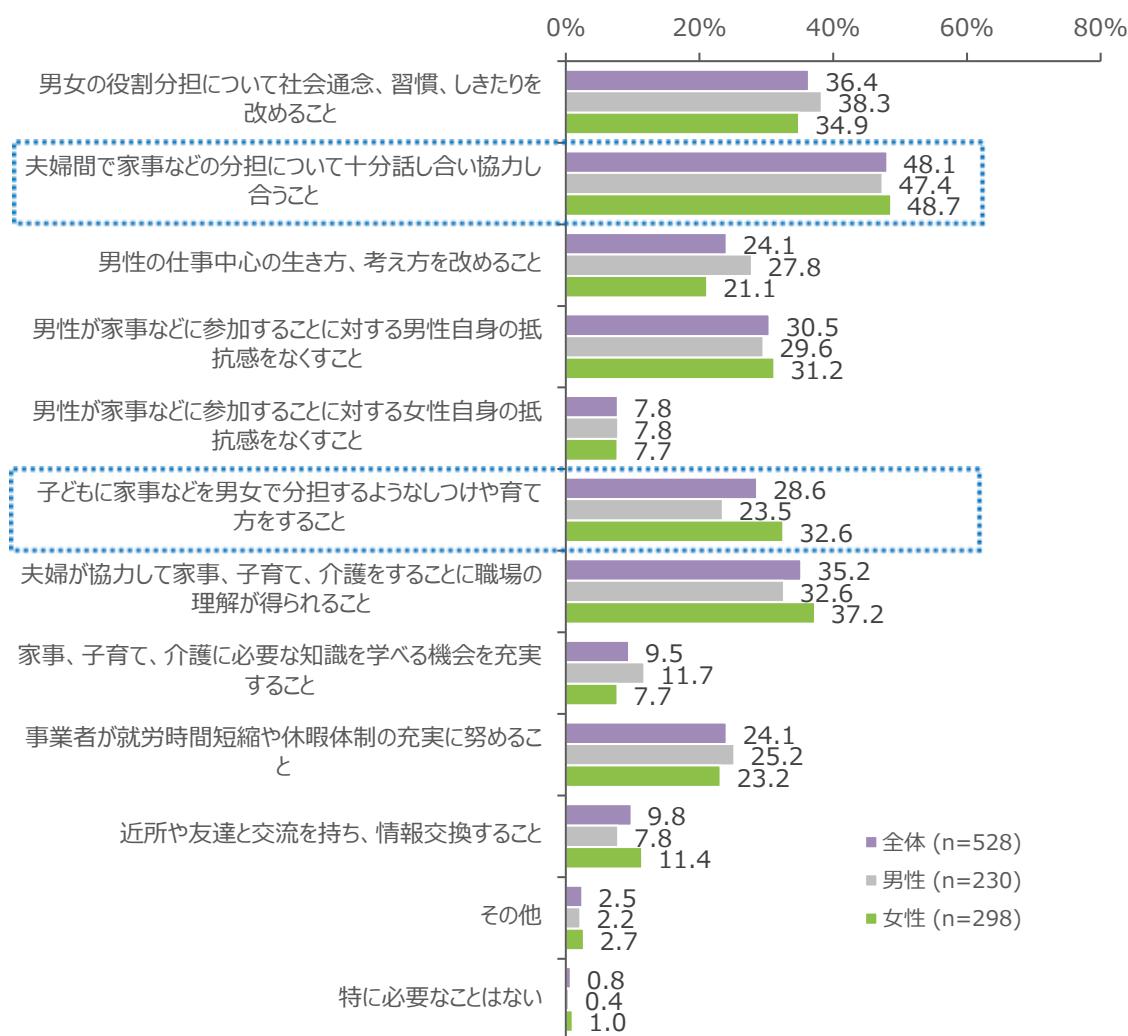


(6) 男性が家事・育児・介護に参加していくために必要なことについて

「男性が家事等に参加していくために必要なこと」について複数回答形式(○は3つまで)で回答を得ました。

男女とも「夫婦間で家事などの分担について十分話し合い協力し合うこと^{*22}」が最も多く5割弱となっています。男女の回答割合は同様の傾向にありますが、「子どもに家事などを男女で分担するようなしつけや育て方をすること^{*23}」については、男女の回答割合にやや開きがみられます。

図表 13 男性が家事等に参加していくために必要なことについて(問 13)



*22 前回調査では、全体 50.8%、男性 51.9%、女性 50.0%

*23 前回調査では、全体 27.3%、男性 22.9%、女性 30.5%



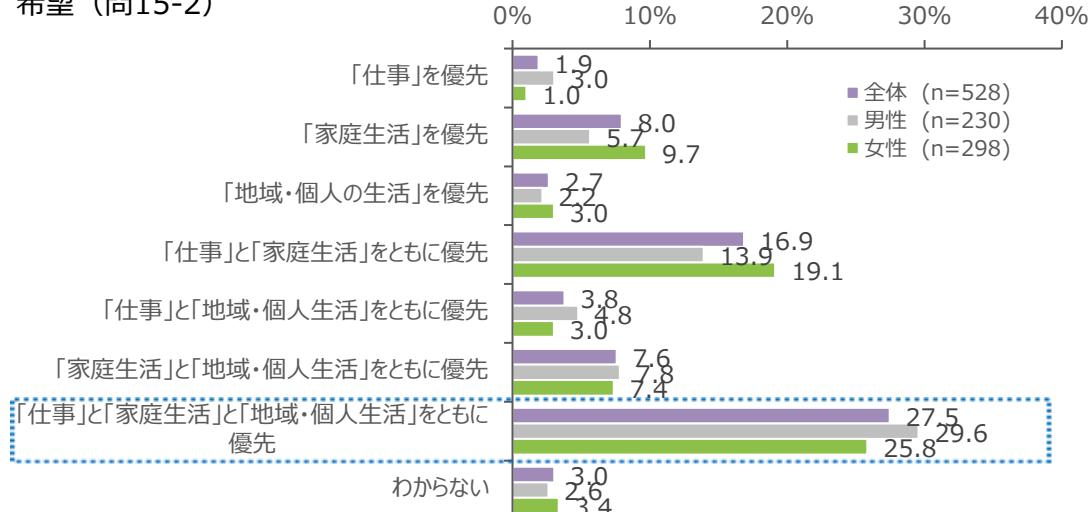
(7) ワーク・ライフ・バランスについて

「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度に関して、「希望」と「現実」について回答を得ました。

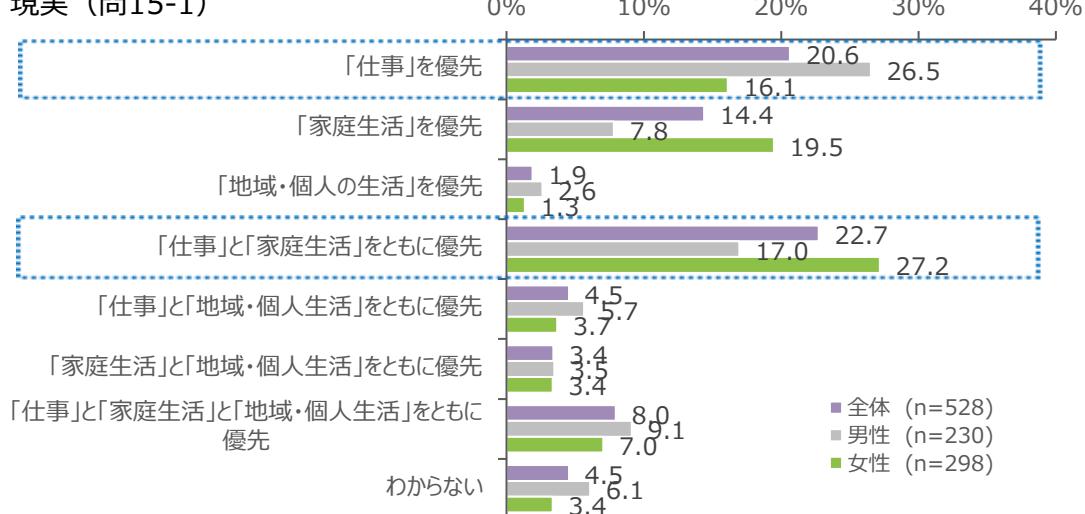
男女とも希望で最も多いのは、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」で3割弱となっています。一方現実は、男性が「仕事を優先」が26.5%、女性は「仕事を家庭生活をともに優先」が27.2%と最も多くなっており、希望と現実にギャップがあることがうかがえます。

図表14 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について

希望（問15-2）



現実（問15-1）



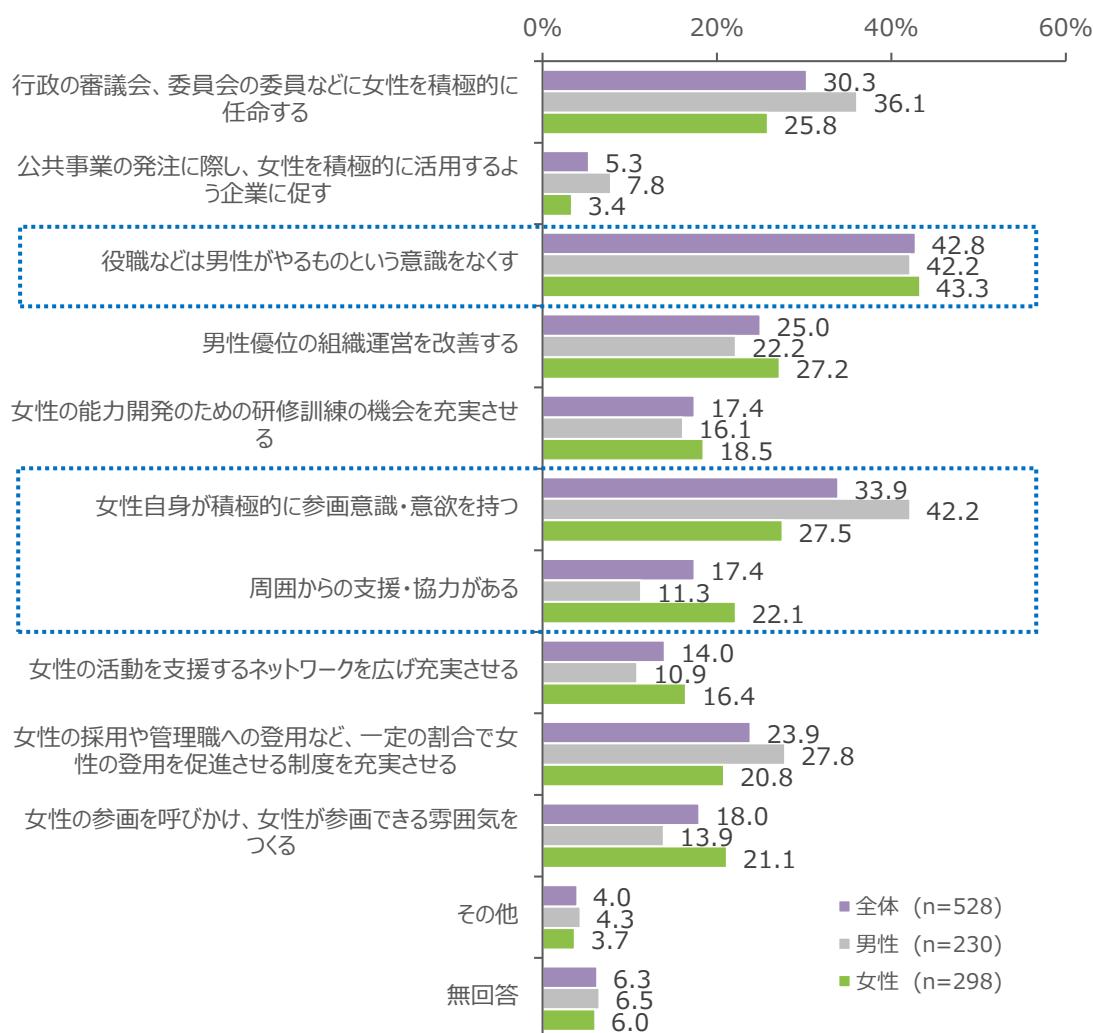


(8) 女性の参画が方針決定の場に増えていくために必要なことについて

「女性の社会参画が、方針決定の場面に増えていくために必要なこと」について複数回答形式（○は3つまで）で回答を得ました。

男女とも「役職などは男性がやるものという意識をなくす^{*24}」が4割を超え最も多くなっています。男女で特に違いがみられる項目の1つは、「女性自身が積極的に参画意識・意欲を持つ」で、男性が4割を超える一方で、女性は3割未満となっています。また、「周囲から支援・協力がある」も、男性が約1割の一方、女性は約2割となっています。

図表 15 女性の参画が方針決定の場に増えていくために必要なことについて（問18）



^{*24} 前回調査では、全体 39.8%、男性 45.1%、女性 36.0%

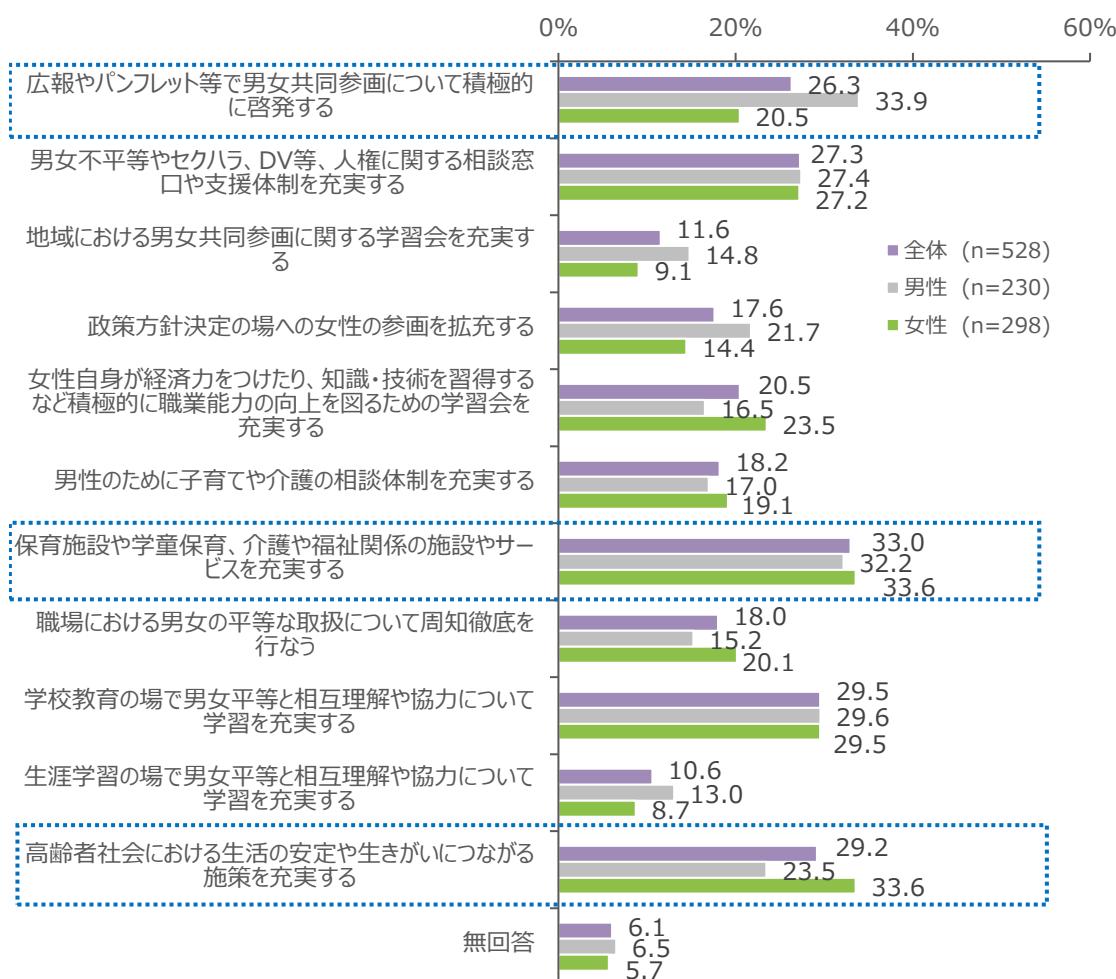


(9) 男女共同参画社会の実現のために重点的に取り組めばよいと思うこと

「甲州市が男女共同参画をすすめていくうえで、今後どのようなことに対して重点的に取り組めばよいか」について複数回答形式(○は3つまで)で回答を得ました。

男性では「広報やパンフレット等で男女共同参画について積極的に啓発する^{*25}」が33.9%で、女性では「保育施設や学童保育、介護や福祉関係の施設やサービスを充実する^{*26}」と「高齢者社会における生活の安定や生きがいにつながる施策を充実する^{*27}」が33.6%で最も多くなっています。

図表 16 今後、重点的に取り組めばよいと思うことについて(問23)



*25 前回調査では、全体21.5%、男性27.3%、女性17.2%

*26 前回調査では、全体36.7%、男性38.0%、女性35.7%

*27 前回調査では、全体26.2%、男性26.3%、女性26.1%



男女共同参画推進委員会 学習会の様子
『男女共同参画の基礎と甲州市男女共同参画推進計画の活用』

講師：憲法学者・男女平等論
甲州市男女共同参画審議会 委員長 山内 幸雄 氏



男女共同参画推進委員会 第3次計画書（素案）検討の様子



5. 課題の総括

上述の現状把握から、本市の課題を概括すると次のとおりとなります。

I 本市は人口減少の局面にあり、今後も活力ある甲州市を維持するためには、性別を問わずすべての人が「社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会²⁸」の形成が必要であり、そのためには、男女の個人としての尊厳が重視される必要があります。本市の誰もが自分らしさを実感し、活力ある社会を維持するため、社会全体で男女共同参画社会の実現に向けた取り組みをなお一層進めていくことが重要です。

(第1章2(2)(3)、第2章1より)

2 男女の「平等」については、依然として「男性優位」と感じている市民が多く、特に「政治の場」「地域（町内会・社会通念）」について顕著な傾向にあります。一方、「夫は外で働き、妻は家を守る」という考え方（固定的役割分担意識²⁹）に賛成の市民も依然として一定程度を占めており、このような意識により、役割を固定することは男女の人権を侵しかねないことから、引き続き固定的役割分担意識の解消に向け積極的な取り組みを行うとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないよう、男女双方の意識改革と理解の促進を図り、男女が平等に能力を発揮する機会が確保されるよう推進していくことが重要です。

(第2章4(1)(4)(8)より)

3 男性も女性も、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したいという希望に対して、現実には、男性は「仕事」を優先、女性は「仕事」と「家庭生活」を優先していて、希望と現実生活とのギャップがあることから、それぞれが希望する暮らしや働き方を実現していくため、お互いの立場を理解し、協力し合う関係づくりを進めていくことが重要です。また、近年、性的指向^{*30}や性自認^{*31}に関する社会的認知度も向上していることから、心と身

*²⁸ 男女共同参画社会基本法第2条第1号

*²⁹ 「主たる稼ぎ手は男性である」といった意識のことです。（「第5次男女共同参画基本計画」7頁）

*³⁰ 人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。（法務局 HP）

*³¹ 自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。（法務局 HP）



体の性の多様性に関する理解の醸成を図る取り組みも重要な要素となっています。特に、性的少数者に対する社会的偏見や差別の防止、人権の尊重を一層進めていく必要があります。

(第2章4(7)より)

4

職場においては、雇用・昇進・賃金・待遇などの男女の差別解消を求める声が多く、さらに育児・介護休業の取得促進も求められています。職場に関する事項の環境整備には事業主の理解が不可欠であることから、男女共同参画や女性活躍推進の観点から事業主への啓発を図る必要があります。

また、本市の女性の労働率は全国、山梨県に比べ高くなっていますが、農業分野での就業者や家族従業者の割合が大きいという構造的な特質が影響していると考えられます。そこで、農業・自営業等の家族経営においても、女性が対等な構成員として働きやすい環境の整備と意識・行動の変革に向けた取り組みを行うことが重要です。

(第2章2及び4(2)(3)より)

5

家事等への参画については、男性自身の自己評価と女性の評価とに開きが見られる傾向がありますが、その一方で、家事等の分担について夫婦間で十分話し合い、協力し合うことが必要だとする意見は、男女ともに強く持っています。男性の生活自立という視点からも男性の家事等への参画は必要不可欠であり、こうした話し合いや協力が促進されるよう、市民への啓発を継続する必要があります。

(第2章4(5)(6)より)

6

「男女共同参画をすすめていくうえで重点的に取り組むこと」として男女とも「保育施設や学童保育、介護や福祉関係の施設やサービスを充実する」を上位に挙げています。これらについては市各課の連携を強化するとともに、地域の様々な資源を有効に活用するなど、これらの社会サービスに対するニーズに応える体制の構築が求められています。また、学校教育における男女平等と相互理解についての学習の充実や、セクハラ、DV等の人権に関する相談窓口や支援体制の充実も求められています。

さらに、デートDV^{*32}や近年ではSNSなどインターネット上の新たなつながりによる性犯罪などが一層多様化していることから、その予防と被害回復のための取り組みを推進し、併せて、暴力を認めない社会の実現と暴力の根絶を図ることが重要となっています。

(第2章4(9)より)

*32 恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、性的などの暴力のことです。



第3章 計画の総合目標と基本理念

前章の現状及び課題を踏まえ、次の総合目標、基本理念、基本目標を設定し、男女共同参画の推進に関する諸施策を体系的に実施します。

I. 総合目標と基本理念

本計画の総合目標は、甲州市男女共同参画推進条例前文の趣旨に則り、次のとおり設定します。

総合目標

住みよいふるさと甲州市を、守り、育て、
発展させていくために、甲州市に暮らし
又は活動する誰もが、あらゆる場面で
その人らしく生きることのできる
男女共同参画社会の実現



また、甲州市男女共同参画推進条例第3条に掲げる事項を本計画の基本理念と設定し、各施策を推進します。

基本理念

- 1 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されること。
- 2 性別による固定的な役割分担等にもとづく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立になるよう配慮されること。
- 3 男女が社会の対等な構成員として、市又は事業者等のあらゆる組織的決定の場に、共同して参画する機会が確保されること。
- 4 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援を受けながら、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようすること。
- 5 学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野における教育において男女共同参画の推進が図られること及び男女の生涯にわたり男女共同参画に関する学習の機会が確保されること。
- 6 男女が、それぞれの性について理解を深めることで、性と生殖に関し、互いの意思が尊重され、生涯にわたる健康と安全が確保されること。
- 7 社会のあらゆる分野から暴力及び虐待並びに他の者を不快にさせる性的な言動を根絶すること。
- 8 国際社会における取り組みの動向を踏まえ、国際理解及び国際協力の理念の下に行われること。



なお、この計画は、市、市民、事業者、自治組織等、教育に携わる者が、甲州市男女共同参画推進条例で定める責務（第4条～第8条）にもとづき、みんながそれぞれの役割を担い、推進します。



市・市民・事業者・自治組織等・教育に携わる者の役割



市の役割

- 甲州市男女共同参画推進条例の基本理念にもとづいて、男女共同参画の推進に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施します。
- 男女共同参画の推進にあたり、市民の意見を尊重するとともに、市民、事業者等のほか、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力します。
- 学校教育、家庭教育、社会教育その他あらゆる教育の分野において、男女平等の理念にもとづく社会的自立、生活自立、又は固定的性別役割分担意識の排除、その他健全な自己形成を促す教育の推進に努めます。

市民の皆さんの役割

- 甲州市男女共同参画推進条例の基本理念にもとづいて、男女共同参画についての理解を深め、あらゆる社会の分野において、主体的に男女共同参画の形成に寄与するよう努めましょう。
- 市民は、家庭において家事、育児、介護等の役割分担について、家庭内で話し合い、円滑に進められるよう努めましょう。

事業者の皆さんの役割

- 甲州市男女共同参画推進条例の基本理念にもとづいて、男女共同参画を推進する市の施策を十分に理解し、協力するほか、これを積極的に実施するよう努めましょう。
- 男女の平等に関する法令を遵守し、雇用する人に対し、男女平等意識の啓発を行うとともに、男女が家庭と事業活動とを両立できる職場環境づくりに努めましょう。
- 市が実施する男女共同参画に関する調査に協力するよう努めましょう。

自治組織等の皆さんの役割

- 甲州市男女共同参画推進条例の基本理念にもとづいて、性別による固定的な役割分担意識及び社会の慣行その他男女共同参画の推進を阻害する要因を取り除くよう努めましょう。
- 自治組織等は、市が実施する男女共同参画の施策の遂行に協力するよう努めましょう。
- 自治組織等の役職の構成にあたっては、性別を理由に異なった待遇をしないように努めましょう。

教育に携わる皆さんの役割

- 甲州市男女共同参画推進条例の基本理念にもとづいて、男女共同参画の推進における教育の重要性について深く理解し、積極的に基本理念に配慮した教育に取り組みましょう。



2. 基本目標

基本理念の実現に向け、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

すべての市民がジェンダー平等や男女共同参画について正しく理解し、家庭や地域、学校、職場等に残る「固定的な性別役割分担意識」を解消するとともに、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、「誰もが、あらゆる場面でその人らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現」に自ら取り組んでいくことを目指します。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画の拡大

男女が家事・育児・介護等について協力し合いながら、ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス *³³）を図りつつ、あらゆる分野において活躍できることが望まれます。そのための環境づくりや子育て支援を強化し、働く女性の更なる活躍推進を図ります。

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしのための取り組みの充実

男女がともに安全・安心に暮らせる環境づくりのため、誰もが健康で、自立して社会に参画するための支援体制の充実を図ります。また、安全・安心に暮らせる生活を脅かすあらゆる暴力の根絶に向けた啓発を行うとともに、生活上困難な状況に置かれた人々を支援する体制の整備を図ります。

*³³ 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」のことです。（「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」）



3. 施策の体系

施策の体系は以下のとおりです。

総合目標

住みよいふるさと甲州市を、守り、育て、発展させていくために、
甲州市に暮らし又は活動する誰もが、あらゆる場面でその人らしく生きることのできる
男女共同参画社会の実現

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

重点目標1

ジェンダー平等に関する
理解と行動の促進

推進の方向

- 1-1. 甲州市男女共同参画推進条例の周知と
理解の促進

重点目標2

男女共同参画の視点に
立った各種制度等の整備

- 2-1. 男性の家事・育児・介護への参画の促進
- 2-2. 家族間の平等な役割分担への改善

重点目標3

教育・メディア等を通じた
男女双方の意識改革、理
解の促進

- 3-1. 男女共同参画に関する学習の実施
- 3-2. 各メディアを通じての男女共同参画の啓発
推進

重点目標4

性にまつわる包括的な
人権の理解

- 4-1. 性の多様性における理解の促進

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画の拡大

重点目標5

政策・方針決定過程への
女性の参画拡大

推進の方向

- 5-1. 行政における女性の積極的な登用
- 5-2. 企業における女性の積極的な登用
- 5-3. 地域における女性の積極的な登用

重点目標6

雇用等における男女共同
参画の推進

- 6-1. 男女雇用機会均等法及び関係法令の普及
・啓発
- 6-2. 労働環境の整備



推進の方向

重点目標 7
仕事と生活の調和

- 7-1. 家庭と仕事の両立に対する理解の促進と支援の確立
- 7-2. 子育て支援の整備・充実
- 7-3. 自営業（農林業・商工業等）の家族経営における男女がともに働きやすい環境の整備と意識・行動の変革

重点目標 8
地域における男女共同参画の推進

- 8-1. 地域活動に男女の意見が活かされる環境づくり
- 8-2. 社会参加に必要なリーダーシップの習得
- 8-3. 男女共同参画の視点に立った国際交流の推進

基本目標III 安全・安心な暮らしのための取り組みの充実

推進の方向

重点目標 9
生涯を通じた健康づくり支援

- 9-1. 性差を踏まえた健康づくりの推進
- 9-2. メンタルヘルス支援の充実
- 9-3. 男女がともにスポーツへ参加するための環境整備

重点目標 10
女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 10-1. あらゆる分野から暴力・虐待・他者を不愉快にする性的言動の防止

重点目標 11
男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

- 11-1. ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備及び社会保障についての理解の促進

重点目標 12
防災における男女共同参画の推進

- 12-1. 男女共同参画の視点に立った防災・減災体制の確立



第4章 施策の展開

基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

重点目標 I ジェンダー平等に関する理解と行動の促進

男女共同参画社会の実現のためには、個々の能力が平等に扱われ、市民一人ひとりが主体的に行動することが重要であり、男女共同参画の理念を十分に理解した上であらゆる場面で実践していく必要があります。そのためには、今後も男女共同参画の視点に立った意識や慣行の見直しについて、より一層啓発、広報活動を推進していきます。

推進の方向と具体的な事業

I-1. 甲州市男女共同参画推進条例の周知と理解の促進

平成28年3月18日に男女共同参画の推進について、「甲州市男女共同参画推進条例」が制定されました。従来から取り組んでいる男女共同参画への理解促進とともに、甲州市民の規範となる本条例の周知を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|---|---------------------|
| 男女共同参画推進条例の普及と推進 | 基本理念にもとづき、市、市民及び事業者等の責務を明らかにします。 | 市民課 |
| 男女共同参画に関する啓発活動の推進 | 広報誌、ホームページや報道機関を活用した積極的な情報提供に努めます。また市内各種行事に参加し、アンケートの実施等、啓発活動を行います。 | 市民課 |
| ソーシャルネットワークの研究 | 本市の情報を数多くの手法で提供できる、民間のソーシャルネットワーク(SNS)を利用した方法を研究します。 | 政策秘書課 総務課 市民課 |

■ 推進委員の取り組み

- 各種委員会とワークショップを開催し、相互理解を図りながら連携して男女共同参画を推進します。
- 広報誌への継続的な掲載により、男女共同参画への理解を促進します。
- 市内で開催されるイベントでのアンケート等の啓発活動により、男女共同参画への理解を促進します。



重点目標Ⅰ 指標と目標値

| 指 標 | 基準値 (基準年度) | 10 年後 目標値 | 備考 |
|---|--|--------------|--|
| 甲州市男女共同参画推進計画（甲州フルーティー夢プラン）を知っていると答えた人の割合 | 男性：25.5% 女性：11.9% 全体：15.5% (平成 30 年度) | 50% | 甲州市男女共同参画推進委員会実施アンケート ※およっちょい祭りにて実施 |
| 甲州市男女共同参画推進条例を知っていると答えた人の割合 | 男性：43.4% 女性：34.4% 全体：36.7% (平成 30 年度) | 50% | |



重点目標 2 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

個人の働き方が多様化し、家族形態が急速に変化していることを踏まえ、誰もがその能力を十分に発揮できるよう、また、様々な施策の効果が必要な個人に確実に届くよう、税制や社会保障制度をはじめとする社会制度の全般について、経済情勢を踏まえて見直すことが必要です。さらに、男女がともに仕事や家庭に関する責任を担えるよう、男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備を推進していきます。

推進の方向と具体的な事業

2-1. 男性の家事・育児・介護への参画の促進

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見により、家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っています。

男性が主体的に家事や子育て等に参画していくことは、結果的に、女性の負担を軽減し、女性の多様な場での力の発揮を支えることにつながります。身近な家事・育児・介護への男性の参画をより一層促進していきます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|--|-----|
| 男女共同参画に関する啓発活動の推進 | 「男女で環になり笑顔のフォーラム」を開催し、男女共同参画への意識改革を図ります。 | 市民課 |

■ 推進委員の取り組み

- 家事・育児・介護等へ男性の積極的な参画を促進するためのイベントを実施します。
- 市内で開催されるイベントでのアンケート等の実施により、意識改革を図ります。
- 男性の参画を促進するイベント等の情報提供を行います。



2-2. 家族間の平等な役割分担への改善

男女が、家庭内においても対等に家事や家計などをともに担う構成員であるよう、固定化された家庭内の役割分担意識を見直すために、家庭内における生活上の事柄について話し合い、支え合い、そして助け合える平等な家族関係の醸成を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|--|-----|
| 男女共同参画に関する啓発活動の推進 | 固定化された家庭内の役割分担意識が解消されるよう男女共同参画への意識改革を図ります。 | 市民課 |

■ 推進委員の取り組み

- 性別による固定的役割分担意識が解消されるように働きかけます。
- 家族の役割分担について家族内で話し合うきっかけづくりを行います。

重点目標2 指標と目標値

| 指 標 | 基 準 値 (基準年度) | 10 年後 目 標 値 | 備 考 |
|---|---|----------------|---------------------|
| 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に対する反対意見(どちらかといえば反対含む)と答えた割合 | 男性:46.5% 女性:61.1% 全体:54.7% (令和3年度) | 65% | 甲州市男女共同参画に関する市民意識調査 |





重点目標3 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を図るため、誰もが生まれながらに持っている人間としての権利の尊重や男女の平等について学び、理解を深め、推進するための環境の充実を図ります。

推進の方向と具体的な事業

3-1. 男女共同参画に関する学習の実施

男女共同参画の推進のため、学校教育、家庭教育、社会教育その他あらゆる教育の分野において教育・学習が果たす役割が極めて重要となっています。そのために、性別や世代にかかわりなく、男女平等の理念にもとづく自己形成を促す学習の充実を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------|--|---------------|
| 子育てサークル活動支援事業 | 就学前の乳幼児を育てる親で組織されるサークルや、民生主任児童委員が運営している子育てサロンの活動を助成し、保護者の子育てに対する不安の解消や地域での子育ての活性化を推進します。 | 子育て・福祉 推進課 |
| 甲州こどもフェスタ開催事業 | 地域住民と子育て支援団体及び行政との協働による親子参加型のイベントを開催し、育児に関する情報提供や保護者の交流の場を設け、地域の子育て支援を実践します。 | 子育て・福祉 推進課 |
| 生涯学習情報の提供・充実 | 市民の自主的な学習活動を支援するため、各世代の学習ニーズの把握に努め、特色ある生涯学習プログラムの整備と提供を図ります。 | 生涯学習課 |
| 甲州市青少年総合対策事業 | 青少年育成甲州市民会議を中心に、講演会や夜間パトロール等を実施します。 | 生涯学習課 |
| 「甲州市子ども十の誓い」の推進 | 「甲州市子ども十の誓い」を通じて、社会規範のかん養を学校、家庭、地域と連携して推進します。 | 教育総務課 |

■ 推進委員の取り組み

- あらゆる分野における学習の場で、男女共同参画に関する情報提供を行います。
- 様々な活動の場に出向いて意識改革のための啓発を行います。
- 教育に携わる方への男女共同参画に対する理解や取り組みを推進します。



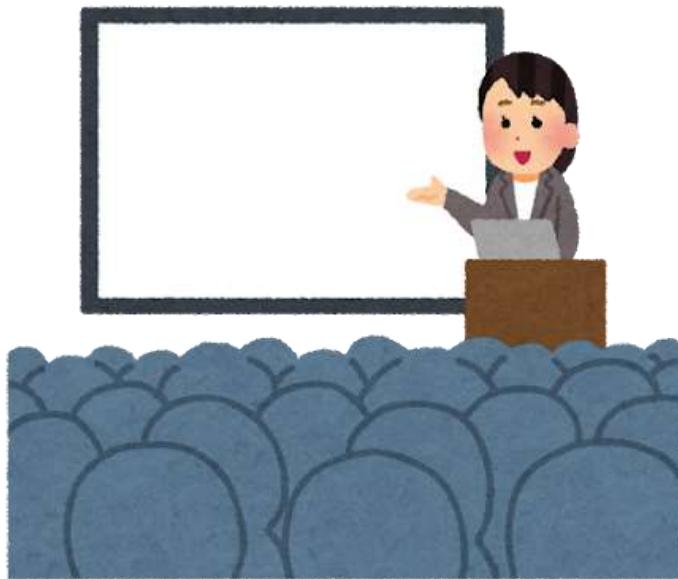
3-2. 各メディアを通じての男女共同参画の啓発推進

男女共同参画の推進について、効果的に市民の理解を促進していくために、メディアとの連携を深め、男女共同参画の理解促進に向けた啓発活動をより一層推進していきます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|--|---------------------|
| メディアを活用した情報発信の推進 | 広報誌、ホームページ、ケーブルテレビを活用し、男女共同参画の理解促進に向けた情報発信に努めます。 | 政策秘書課 総務課 市民課 |

■ 推進委員の取り組み

- 6月の男女共同参画推進月間や女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）などの機会を通して、啓発事業を重点的に行い、男女共同参画社会への理解を促進します。
- 広報誌への継続的な掲載により、市民の意識改革を促進します。
- ジェンダーによる偏見に気づくための研修や学習会等を行政と協働し開催します。





重点目標 4 性にまつわる包括的な人権の理解

すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指すため、男女の人权の尊重と、性的少数者的人权の尊重に関する市民の理解を深め、推進するための環境の充実を図ります。

推進の方向と具体的な事業

4-1. 性の多様性における理解の促進

多様な性のあり方を尊重し合う社会づくりに向けて、性自認・性的指向など性の多様性に関する理解促進に向けた啓発事業の実施をはじめ、さらなる支援策の検討と実施に取り組んでいきます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|---|-----|
| パートナーシップ 宣誓制度 | すべての市民が多様な性を認め合い、個人が尊重され、誰もがいきいきと自分らしく生きることができる地域社会の実現を目指します。 | 市民課 |

■ 推進委員の取り組み

- 互いの性を理解するための学習会、LGBTQ+/SOGIE などについて行政と協働し、学習会等を開催します。

「LGBTQ」は性的少数者の総称として使われています。

- Lesbian (レズビアン…女性として女性が好きな人)
Gay (ゲイ…男性として男性が好きな人)
Bisexual (バイセクシュアル…異性も同性も好きになる人)
Transgender (トランスジェンダー…心と体の性に不一致／違和を感じる人)
Questioning/Queer (クエスチョニング／クィア…自身の性のありようについて迷っている、決められない。もしくは決めたくない)

SOGIE(ソジー)とは、すべての人の「性のありよう」を指し示す概念の言葉です。

- SO (Sexual Orientation…性的指向)
GI (Gender Identity…性自認)
GE (Gender Expression…ジェンダー表現)



基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画の拡大

重点目標5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女共同参画社会を実現するためには、政策・方針決定の場に男女が多様な視点から対等な立場で参画することが重要です。そのために、市や事業所、PTA、自治組織等、社会のあらゆる分野における意思決定の場への女性の参画を促進します。

推進の方向と具体的な事業

5-1. 行政における女性の積極的な登用

市における女性管理職の割合^{*34}は、令和3年4月1日時点で26.0%となっており、第2次計画策定時（平成29年4月1日時点）の22.2%と比較し、増加してきているものの、概ね20%で推移しており、十分に女性の参画が進んでいるとはいえない状況です。多様な視点を施策に反映させ、その効果を全市的に波及させていくためにも女性の積極的な登用促進、女性管理職の候補層を増やす取り組み、働き続けることができる環境の整備を図っていきます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------|---|-----|
| 各種審議会の開催 | 全審議会の委員の半数が女性委員になるように努めるとともに、市政に対する市民の理解と関心を深め、もって市民の市政参画による開かれた市政の推進に資するものであることを目的として、各種審議会を開催します。 | 各課 |

■ 推進委員の取り組み

- 審議会等の会議の公開制度を利用して、現状を把握し、女性の登用について、全審議会の委員の半数が女性委員になるように働きかけます。
- 女性職員の管理職への積極的な登用を求めます。また、そのための環境づくりを求める。
- 職員の採用及び人事異動にあたり、性別を前提とした配置を行わないよう求めます。

*34 「第5次男女共同参画基本計画」では、「市町村職員の各役職段階に占める女性の割合」として、「本庁係長相当職」に40%（2025年度末。以下同様。）、「本庁課長補佐相当職」に33%、「本庁課長相当職」に22%、「本庁部局長・次長相当職」に14%、また、「地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合」として、「市町村の審議会等委員」に40%以上の数値目標を掲げています。（同計画20頁）



5-2. 企業における女性の積極的な登用

企業における女性の活躍推進などジェンダー平等の取り組みは、ダイバーシティ^{*35}の推進につながります。多様な視点が入ることで、日々の活動においてこれまでなかったものが生み出され、企業業績に好循環がもたらされるだけでなく、より広い視点では、本市の活力維持のためにも不可欠です。企業の多様化する課題・ニーズへの対応力強化に向けて、引き続き、女性の登用を企業へ啓発します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|---|-----|
| 男女共同参画に関する啓発活動の推進 | ジェンダー平等に取り組み、多様な人材が能力を最大限發揮できるよう働きやすい環境づくりを呼びかけていきます。 | 市民課 |

■ 推進委員の取り組み

- 女性の登用について企業の理解及び取り組みを推進するための情報提供を行います。

*35 通常は、日本語で「多様性」を表し、性別、年齢、国籍、人種、宗教、障害の有無、価値観など様々な違いを問わず、誰でも平等に等しく生きられる権利を得られるのがダイバーシティです。また、多様な個性が力を發揮し、共存できる社会のことを「ダイバーシティ社会」といいます。



5-3. 地域における女性の積極的な登用

地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、地域活動における男女共同参画を推進するため、地域の方針決定過程へ女性の参画が拡大されるよう取り組みます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------|---|-----|
| 区長会に関する事務 | 自治会、育成会等の役員への女性の積極的な参画を促進するとともに、区長会活動の強化及び自治振興を目的として、区長会定期総会、役員会並びに研修を行います。 | 総務課 |
| 各種審議会の開催 | 全審議会の委員の半数が女性委員になるように努めるとともに、市政に対する市民の理解と関心を深め、もって市民の市政参画による開かれた市政の推進に資するものであることを目的として、各種審議会を開催します。(再掲) | 各課 |

■ 推進委員の取り組み

- 自治会、PTA、育成会等の役員への女性の積極的な参画を呼びかけます。
- 男女それぞれが持つ、個人の能力を十分に發揮することができるよう行政と協働し情報提供や研修会、講演会を開催します。

重点目標5 指標と目標値

| 指標 | 基準値 (基準年度) | 10年後 目標値 | 備考 |
|-------------------|------------------|-------------|----------------|
| 市の管理職における女性の割合 | 26.0% (令和3年度) | 35% | 総務課調べ |
| 市の課長職における女性の割合 | 11.5% (令和3年度) | 18% | |
| 市の審議会等における女性委員の割合 | 26.5% (令和3年度) | 50% | 山梨県男女共同参画年次報告書 |
| 女性行政区長数(市行政区:100) | 3人 (令和3年度) | 10人 | 総務課調べ |



重点目標 6 雇用等における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法の基本的理念である雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に向けて、性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱い等が行われない職場づくりを促進します。

推進の方向と具体的な事業

6-1. 男女雇用機会均等法及び関係法令の普及・啓発

男女雇用機会均等法の基本的理念にもとづいて、性別を理由とする差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等が行われない職場づくりが促進されるよう男女雇用機会均等法及び関係法令を普及・啓発します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|---|-----|
| 男女共同参画に関する啓発活動の推進 | 性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱いやあらゆるハラスメントが行われない職場づくりを促進していきます。 | 市民課 |

■ 推進委員の取り組み

- 事業者に対し、ハラスメント行為の予防のための人権に関する情報提供を行います。

6-2. 労働環境の整備

パートタイム労働者等の非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えるという積極的な意義がある一方、男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用の割合が高いことが女性の貧困の背景のひとつとなっているほか、正社員と非正規雇用労働者の間の格差が男女間の格差の一因になっている問題もあることから、均等・均衡待遇の実現や待遇改善に向けた労働環境整備の取り組みが推進されるよう企業への啓発に取り組みます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|--|-----|
| 男女共同参画に関する啓発活動の推進 | 意欲をもって能力を伸長、発揮できる環境の整備や男女間の賃金格差の解消に向けた取り組みを推進していきます。 | 市民課 |

■ 推進委員の取り組み

- 男女それぞれが持つ、個人の能力を十分に発揮することができるよう情報提供を行います。
- 個人の能力を認め、評価される職場づくりを呼びかけます。



重点目標 7 仕事と生活の調和

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、性別にかかわりなく一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、家庭生活や地域生活、個人の自己啓発等多様なライフスタイルを可能にするとともに、生産性の向上や競争力の強化につながり、経済の活性化においても重要なことです。

ワーク・ライフ・バランスの実現のため、市民や事業所への啓発を行うとともに仕事と生活の両立に対する職場の理解の促進、子育て支援のサービスの充実等、環境の整備や取り組みを推進します。

推進の方向と具体的な事業

7-1. 家庭と仕事の両立に対する理解の促進と支援の確立

働く女性が増加する一方、仕事と子育て・介護等の二者択一、さらには、子育てと介護の二つのケアを同時に「ダブルケア」の増加も見込まれています。ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女が仕事と子育て・介護を両立できるよう、平等かつ公正な労働条件と働き方の推進について、企業の理解と支援の促進を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|--|-------|
| 男女共同参画に関する啓発活動の推進 | 「男女で環になり笑顔のフォーラム」等を開催し、家事・子育て・介護等を男女がともに担うべき共通の課題として呼びかけ、意識改革を図ります。また、男女がともに家庭と仕事の両立ができるよう職場の環境整備を求めていきます。 | 市民課 |
| 雇用機会の確保と地元就職の促進 | 既存企業への支援など各種産業振興施策の積極的推進により雇用の場の拡充を目指すほか、県やハローワーク等関係機関や企業等との連携のもと、就職相談や情報提供、職業斡旋等を進め、若者の地元就職、UJIターン ^{*36} を促進します。また、シルバー人材センターへの支援による高齢者の就労促進とともに、女性や障害者の雇用促進に努めます。 | 観光商工課 |
| 高齢者労働能力活用事業 | シルバー人材センターを通じて、高齢者の就労を支援していきます。 | 観光商工課 |
| 勤労感謝祭の開催 | 労務改善協議会と連携し勤続優良従業員を表彰し、勤労意欲の向上を図ります。 | 観光商工課 |

*36 Uターン、Iターン、Jターンの総称です。Uターンとは、地方から進学や就職などで都市に移住した人が、再び生まれ育った地域に戻ること、Iターンとは、都市部に生まれ育った人が、地方に移住すること、Jターンとは、進学や就職で地方から都市に移住した後、生まれ育った地域に近い地方都市に移住することです。



■ 推進委員の取り組み

- 男女共同参画の推進に関する活動に積極的に取り組んでいる事業者等を表彰します。
- すべての働く人が、仕事と生活のバランスがとれていきいきと働ける職場環境の整備を促し、ワーク・ライフ・バランスの普及を推進します。

7-2. 子育て支援の整備・充実

男性が育児休業等の取得により子育てを担い、その後も子育てを積極的に行なうことは、母親による子育ての孤立化を防ぐ等の効果もあります。

次世代を育むために、性別にかかわらず、働きながら安心して子どもを育てられるよう子育て支援体制の整備・充実を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|--|---------------|
| 男女共同参画に関する啓発活動の推進 | 男女がともに暮らしやすい社会づくりを目指し、多様で柔軟な働き方の実現に向けた企業の取り組みを促進し、子育て支援の整備・充実が図れるよう啓発していきます。 | 市民課 |
| 保育サービスの充実 | 一時預かり保育・土曜保育、延長保育や病後児保育など多様なニーズに応じた保育サービスの提供とともに、保育所の充実や保育施設の適正配置を検討し、その整備を図ります。 | 子育て・福祉 推進課 |
| ファミリーサポート事業 | 育児の手助けを必要としている依頼会員と手助けができる協力会員を結び、会員同士による援助活動を支援することにより、地域で子育てがしやすい環境づくりを進め、子育て家庭を支援します。 | 子育て・福祉 推進課 |

■ 推進委員の取り組み

- 子育て支援に対する制度に積極的に取り組む事業所について周知します。
- 子育て支援に取り組む事業所のための諸制度について行政と連携して情報提供を行います。



7-3. 自営業（農林業・商工業等）の家族経営における男女がともに働きやすい環境の整備と意識・行動の変革

本市の発展を支えてきた農林業・商工業等の自営業においては、昔ながらの慣行が根強く残っている傾向があります。農業の担い手確保の面からも、今後はより一層、女性が男性と対等なパートナーとして経営等に参画できるよう、家族経営協定^{*37}の普及や有効な活用を含め、女性の経営上の位置づけの明確化や経済的地位の向上のために必要な取り組みを推進します。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------|---|----------------|
| 担い手育成支援事業 | 経営規模の拡大や経営の多角化を図るために体制整備等を支援します。また、女性の視点を取り入れることにより、一層の活性化を進めています。 | 農林振興課 観光商工課 |
| 商工振興資金融資制度 | 市内商工業者に利子補給等資金の融通を図り、企業の健全な発展に寄与します。 | 観光商工課 |
| 就農定着支援事業 | 農業の担い手確保の面から、男女が対等なパートナーとして経営等に参加できるよう推進していきます。また、新規就農者の育成・確保を図ります。 | 農林振興課 |

■ 推進委員の取り組み

- 家族経営協定や経営の法人化の普及啓発のための情報提供や学習会を推進します。
- 自営業者への男女共同参画への理解と協力を求めるための情報提供や学習会を推進します。
- 自営業における女性の働きやすい環境づくりを促します。

重点目標7 指標と目標値

*仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が取れていると思う市民の割合
(次回甲州市男女共同参画に関する市民意識調査（中間評価）にて把握予定)

^{*37} 家族経営協定とは、近代的な家族農業経営の実現を目指し、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境などについて家族みんなで話し合いながら、第三者の立ち会いの下、取り決めるものです。（農水省 HP）



重点目標8 地域における男女共同参画の推進

地域は家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要な役割を果たします。そのため、地域の特定の活動が性別や年齢等により役割が固定化することのないよう、地域の活動へ男女ともに多様な年齢層の参画を促進し、地域活動における男女共同参画を推進します。また、防災や外国人との交流を含めた地域活動において男女共同参画の視点が反映されるよう、必要な環境づくりを進めます。

推進の方向と具体的な事業

8-1. 地域活動に男女の意見が活かされる環境づくり

今まで、防災・防犯や環境等に関する活動は、専業主婦など女性が多くを担い、PTAや自治会・町内会等の地域団体における会長等の役職については、自営業や職を退いた男性がその多くを占めていました。今後は男女があらゆる活動に参画し、その意見が活かされる環境づくりに取り組みます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------------------|---|-----|
| 各種審議会の開催 | 全審議会の委員の半数が女性委員になるように努めるとともに、市政に対する市民の理解と関心を深め、もって市民の市政参画による開かれた市政の推進に資するものであることを目的として、各種審議会を開催します。(再掲) | 各課 |
| 協働のまちづくり 推進事業 | 新たなまちづくりの仕組みとして、市民・事業者・行政との協働体制を確立し、男女がともに参画し考えることができる地域社会の実現を目指します。 | 市民課 |
| 市民提案型協働 のまちづくり事業 への支援 | 協働のまちづくり推進事業の発展に向け、市民提案型協働のまちづくり事業の申請があった団体に補助金を交付し、積極的に支援します。 | 市民課 |
| 区長会に関する事務 | 自治会、育成会等の役員への女性の積極的な参画を促進するとともに、区長会活動の強化及び自治振興を目的として、区長会定期総会、役員会並びに研修を行います。(再掲) | 総務課 |

■ 推進委員の取り組み

- 男女それぞれが持つ、個人の能力を十分に發揮することができるよう情報提供や研修会、講演会を開催します。
- 男女共同参画の施策へ協力して取り組むことを推進します。
- 男女共同参画の視点を考慮した役員の構成を推進します。



8-2. 社会参加に必要なリーダーシップの習得

社会活動の場面における女性の参画が未だ十分でない状況に鑑みて、女性リーダーを養成するとともに、積極的な市民の参画を促し、主導的な役割を担うリーダーシップを習得する機会の確保に取り組みます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------|--|-------|
| 女性リーダーの養成 | 女性が様々な活動の場面において参画できるよう、女性リーダーを育成するための研修会開催や候補層を増やす取り組みを推進していきます。 | 市民課 |
| 生涯学習の指導者の育成 | 地域の人材や資源の活用を進めるため、コーディネーターとなる生涯学習の指導者を育成します。 | 生涯学習課 |

■ 推進委員の取り組み

- 女性リーダーの人材育成のため、研修会等の企画に参画するとともに、リーダーとなるよう多様な動機づけの仕組みを検討します。
- 山梨県立男女共同参画推進センターやNPO等地域活動を行っている団体との連携を強化し、リーダーを担う人材の発掘や支援する周囲の環境整備、組織づくりに取り組みます。

8-3. 男女共同参画の視点に立った国際交流の推進

国籍や文化等の違いにかかわらず多様な人がともに支え合う地域づくりは、男女共同参画の視点からも必要不可欠なことから、本市の特性や資源を生かしながら国際交流の推進に取り組みます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------|--------------------------------------|-----|
| 国外友好都市との交流 | アメリカエイムズ市・フランスボーヌ市と、市民及び中学生の交流を行います。 | 市民課 |
| 市内外国人の交流 | 市内在住の外国人が一堂に会す場を設け、情報交換等交流を推進します。 | 市民課 |

■ 推進委員の取り組み

- 友好都市との交流を通して、多くの市民が外国の空気に触れる機会を提供できるよう推進します。
- 国際的な観点から男女共同参画の取り組みを推進します。
- 市内に居住する多様な文化を持つ人々と交流し、異文化への理解を深め、共生の地域づくりを進めています。



基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしのための取り組みの充実

重点目標⑨ 生涯を通じた健康づくり支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、互いに尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことは、男女共同参画社会形成の前提となります。心身及びその健康について正しい知識や情報を得ることは、主体的に行動し、健康を獲得するために必要です。生涯を通じてからだを動かす機会を提供するなど、男女ともに子どもから高齢者まで心身ともに健康で生き生きとした生活が送れるよう健康づくりを支援するための取り組みを推進します。

推進の方向と具体的な事業

9-1. 性差を踏まえた健康づくりの推進

男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり支援するための取り組みや、男女の性差に応じた健康を支援するための取り組みを推進します。特に、女性は妊娠や出産を経験したり、女性特有の症状を発症したりする可能性があります。また、男女ともに更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて性差に応じた健康、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）^{*38}について理解していく必要があります。さらに、命の大切さや正しい性知識の教育などの意識啓発、思春期うつや更年期うつなど性がもたらす心の健康に関する取り組みについても働きかけていきます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|---|-------|
| 健康増進計画・食育推進計画の推進 | 健康寿命の延伸、生活習慣病予防を中心とした市民の健康づくり全般に関する行動計画です。第2次健康増進計画・第3次食育推進計画にもとづき、健康なまちづくりを計画的に進めています。 | 健康増進課 |
| 健康づくり推進協議会 | 各組織・団体を中心に、健康増進計画・食育推進計画の推進、健康づくり事業の周知啓発を行います。 | 健康増進課 |
| 保健環境委員会 | 市民の健康増進と美しいまちづくりのため、保健衛生事業を推進します。 | 健康増進課 |
| その他地区組織活動 | 地域ぐるみで健康づくりに取り組む自主組織への支援を行います。 | 健康増進課 |

*38 性の問題、思春期の問題、妊娠、出産、中絶、避妊、不妊、性感染症、更年期障害など、女性の生涯にわたる健康の問題に対応し、健康を確保することを意味します。



| | | |
|---------------|--|-------|
| 食育の推進 | 第2次健康増進計画・第3次食育推進計画にもとづき健康づくり活動と一体的に食育の実践活動の推進を図ります。 | 健康増進課 |
| 特定健康診査・特定保健指導 | 特定健康診査・特定保健指導の実施により疾病の早期発見や生活習慣病予防を図り、また、健診結果にもとづく指導等を充実し、健康管理意識の向上を図ります。 | 健康増進課 |
| 母子保健の充実 | 安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての支援及び育児不安の軽減に向けた相談支援体制を強化するとともに、助産師、保健師による訪問支援、育児学級の開催、食育の推進に努めます。 | 健康増進課 |
| 思春期における健康教育 | 思春期における心と体の成長や、性に関する健康教育については、各小中学校の年間計画に位置づけ、学級活動や保健指導の中で正しい理解の定着が図られるよう努めます。 | 教育総務課 |

■ 推進委員の取り組み

- 「性と生殖に関する健康と権利」に関する理解を深めるための情報提供を行います。
- 男女の性差に応じた健康を支援するための取り組みを推進します。

9-2. メンタルヘルス支援の充実

2021年版自殺対策白書によると、20年の自殺者は新型コロナウイルス禍の中、11年ぶりに増加に転じました。働く女性や女子生徒らの自殺が増えており、新型コロナウイルス感染拡大による環境変化が一因となっていることから、男女共同参画の視点からメンタルヘルス対策の充実を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------|--|------------------|
| こころの健康づくり | こころの健康づくりに関する普及啓発を行います。 | 健康増進課 |
| こころの健康相談 | 精神科医師・臨床発達心理士によるこころの専門相談、精神保健福祉士・保健師による精神保健福祉相談、健康なんでも相談を行います。 | 健康増進課 福祉総合支援課 |
| 自殺予防対策 | 県と連携した相談体制の充実・強化を図ります。 | 福祉総合支援課 |

■ 推進委員の取り組み

- 職場や、仕事と家庭の両立等の様々なストレスに気づき、自分らしく生きるための情報提供を行います。
- 心の健康確保や自殺・過労死を予防するための相談窓口等の情報提供を行います。



9-3. 男女がともにスポーツへ参加するための環境整備

生涯にわたる男女の健康を確保するためには、運動習慣の有無が密接に関連します。生涯を通じた健康づくりのための身体活動^{*39}を推進するとともに、気軽にスポーツへ参加する環境の整備を図ります。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| 各種スポーツ教室の実施 | 各種スポーツ教室の開催やスポーツ体験の場を設けます。 | 生涯学習課 |
| 生涯学習情報の提供・充実 | 市民の自主的な学習活動を支援するため、各世代の学習ニーズの把握に努め、特色ある生涯学習プログラムの整備と提供を図ります。 | 生涯学習課 |

■ 推進委員の取り組み

- 市内のスポーツ関連サークルとの連携を図り、気軽にスポーツへ参加できる機会の創出に取り組みます。

重点目標9 指標と目標値

| 指標 | 基準値 (基準年度) | 10年後 目標値 | 備考 |
|------------|---|-------------|---------|
| 子宮頸がん検診受診率 | 29.8% (令和元年度) | 50% | 健康増進課調べ |
| 乳がん検診受診率 | 33.7% (令和元年度) | 50% | |
| 特定健診受診率 | 男性:59.4% 女性:60.4% 全体:57.4% (令和元年度) | 60% | |

*39 身体活動(physical activity)とは、安静にしている状態よりも多くのエネルギーを消費するすべての動作を指します。身体活動は、日常生活における労働、家事、通勤・通学等の「生活活動」と、体力(スポーツ競技に関する体力と健康に関する体力を含む)の維持・向上を目的とし、計画的・継続的に実施される「運動」の2つに分けられます。(厚生労働省「健康づくりのための身体活動基準2013」(2013年)1頁)



重点目標 10

女性に対するあらゆる暴力の根絶

男女間における暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、関係法令の近年の改正内容等の周知徹底を図り、ハラスメントを含めたあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを推進します。

推進の方向と具体的な事業

10-1. あらゆる分野から暴力・虐待・他者を不愉快にする性的言動の防止

配偶者や恋人間等親密な男女関係にある者又はあった者からの暴力（いわゆるDV）やセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の各種ハラスメント行為、児童虐待、高齢者虐待等の子ども、高齢者に向けられる暴力は重大な人権侵害であり、どんな場合であっても決して許されるものではありません。

男女共同参画社会の実現を阻むあらゆる暴力の根絶に向けて、一人ひとりの理解を深めるとともに、人権意識を高めることを目指し、様々な機会を通じて防止に取り組みます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|--|----------------------|
| 男女共同参画に関する啓発活動の推進 | 「男女で環になり笑顔のフォーラム」等を開催し、あらゆる暴力の根絶に向けた意識改革を図ります。また、暴力の当事者とならないための教育、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を推進していきます。 | 市民課 |
| 子どもの安全の確保 | 市民、関係機関等が一体となって、子どもを事故や犯罪等の被害から守るために見守り活動を推進するとともに、虐待防止に努めます。 | 子育て・福祉推進課 福祉総合支援課 |
| 各種相談窓口の充実 | 多様な行政サービスを的確に市民に提供するため、柔軟な対応と行動ができるシステムづくりなど各種相談窓口の充実を図ります。日常の相談に対して適切なアドバイスが行えるよう、職員の資質向上や関係機関との連携体制の強化を図ります。 また、様々な方法により、DV や性暴力に関する相談窓口の周知に取り組みます。 | 市民課 福祉総合支援課 |
| 人権尊重意識の高揚 | 人権問題に正しい理解と認識を深めるため、人権擁護委員や関係機関と連携し、啓発に努めるとともに、相談窓口の充実による体制整備や人権教育・学習機会などを通して人権尊重意識の高揚に努めます。 | 市民課 |



■ 推進委員の取り組み

- 女性や子どもなど弱者に対するあらゆる暴力根絶のための啓発活動を推進します。
- 互いの命や性の尊厳について考える教育を推進します。

重点目標10 指標と目標値

*DV等の相談窓口を知っている人の割合

(次回甲州市男女共同参画に関する市民意識調査(中間評価)にて把握予定)





重点目標II 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

高齢化の進行や未婚・離婚の増加に伴う単身世帯やひとり親家庭の増加、非正規労働者の増加、家庭・地域・社会の絆の弱まり等、社会の変化を背景に、様々な生活上困難な状況に置かれた方が増えています。

生活保障の仕組みのあり方が重要となっている中、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難を抱える方々を支援する体制の整備を図ります。

推進の方向と具体的な事業

II-1. ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備及び社会保障についての理解の促進

誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに向けては、貧困などの生活上の困難を抱えている方、ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人等への就業支援や社会参画、生活自立に向けた支援に取り組むとともに、一人ひとりの多様性を尊重しながらともに支え合う、地域共生社会づくりを進めることが重要です。

年齢、障害の有無、国籍や文化等の違いにかかわらず、多様な人が支え合う地域づくりをさらに推進していきます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------|---|----------------------|
| ひとり親家庭福祉の充実 | ひとり親家庭の生活相談に応じ、各種福祉制度の活用を進めています。 | 子育て・福祉支援課 |
| 高齢者施策の実施 | 高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、介護予防を柱とした各種施策を総合的、計画的に推進します。 | 介護支援課 子育て・福祉支援課 |
| 障害者施策の実施 | すべての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。 | 子育て・福祉支援課 |
| 地域福祉施策の実施 | 様々な分野の課題が絡み合い複雑化・多様化しており、これらの課題の解決には、地域住民が主体的に地域福祉に参画するとともに、行政と社会福祉協議会が中心となり、関係団体や関係機関が協働・連携を図る中、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。 | 子育て・福祉支援課 福祉総合支援課 |



| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------|---|-----|
| 国民年金制度啓発事業 | 加齢、障害、死亡など予測することができない将来のリスクに対する備えとして重要な役割を果たす年金制度についての理解を促進し、市民の年金受給資格を確保するため年金相談体制の充実を図り、国民年金制度の周知啓発に努めます。 | 市民課 |

■ 推進委員の取り組み

- 関連団体等との連携交流により意識の啓発を図ります。
- 高齢者や障害者等、様々な立場の人々が積極的に社会参画できるよう、情報提供を行います。
- すべての人の人格が尊重されるよう推進します。





重点目標 12 防災における男女共同参画の推進

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会のあり方（社会要因）により、被害の大きさが決まると考えられています。被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取り組みが重要になります。特に非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、ジェンダーに関する課題（家事・育児・介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力）が拡大・深刻化されるといわれています。そのため、防災の取り組みを進めるにあたって、意思決定の場へ女性の参画を促進する必要があり、避難所等における男女のニーズの違いを把握しながら、男女共同参画の視点を取り入れた対策を進めていきます。

推進の方向と具体的な事業

12-1. 男女共同参画の視点に立った防災・減災体制の確立

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災・減災において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、女性への配慮など男女共同参画の視点から防災・減災・復興に係る意思決定の場に女性の参画が拡大されるよう取り組みます。

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|---|-----|
| 地域防災計画の見直し・改訂事業 | 甲州市地域防災計画を定期的に見直し・改訂することにより、常に実効性を確保し、市民の安全・安心に寄与します。 | 総務課 |
| 地域ぐるみの防火・防災体制の確立 | 広報誌、ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ等による啓発、ハザードマップの配布などによる情報提供に努め市民の防火・防災意識の高揚を図るとともに、防火・防災訓練の充実、要配慮者の避難誘導体制の確立など自主防災組織の充実を図り、地域ぐるみの防火・防災体制の確立に努めます。 | 総務課 |

■ 推進委員の取り組み

- 防災・減災に関する地域活動等で女性が活躍できるように、地域防災リーダーの研修等、積極的な参加を促進します。
- 災害時の避難所運営等に女性の視点を取り入れるよう働きかけます。

第5章 推進体制の充実

男女共同参画に関する施策は多岐にわたっており、様々な部署において推進されていく必要があり、施策の担い手である市職員の一人ひとりが男女共同参画に関する理解と共通認識を持ち、日頃から男女共同参画の視点を持って業務にあたっていくことが大切です。そのため、すべての職員に基本的理念を浸透させ、施策の実施にあたっては、市民、事業所等と相互に連携協力し、総合目標に掲げる社会の実現を図ります。

1. 庁内推進体制の充実

市長を本部長とし、関係課長以上の職員を構成員とする「甲州市男女共同参画推進本部」を設置して、本市の男女共同参画社会の実現に向けて総指揮を執ります。また、庁内各課のリーダー職クラスの職員で構成する「甲州市男女共同参画庁内推進会議」を設置し、各課の連携を図るとともに、「甲州市男女共同参画推進委員会」との協働のもとに、男女共同参画施策の推進に努めます。

2. 男女共同参画推進委員会の運営

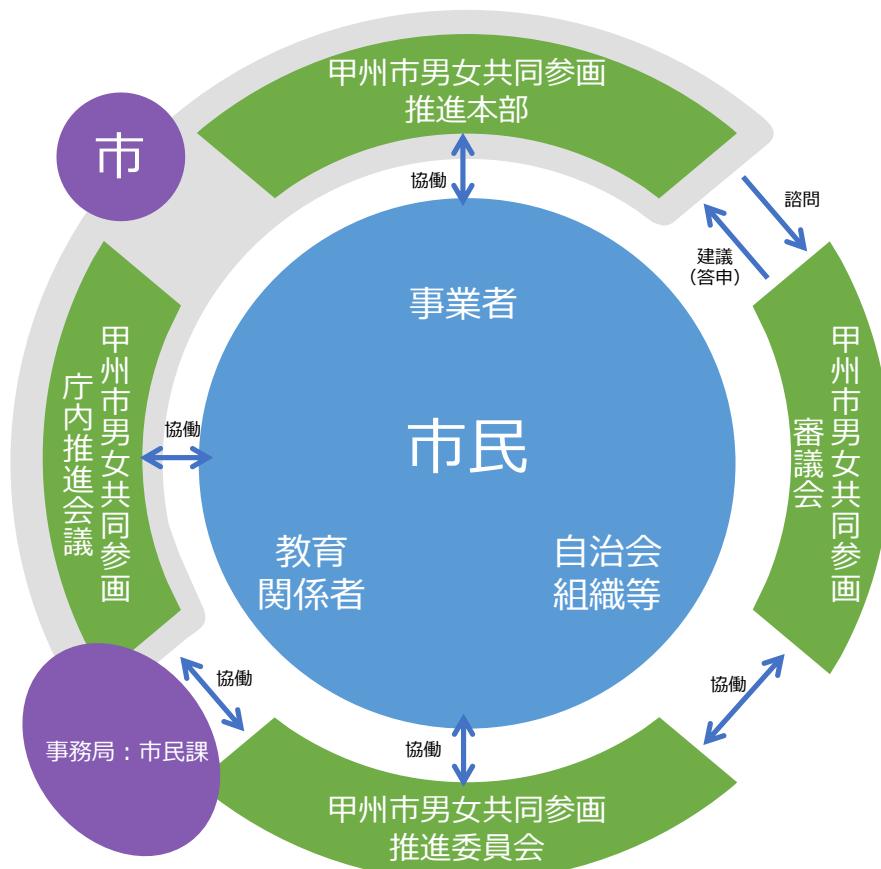
甲州市男女共同参画推進条例に規定する「本計画を推進するための組織」として、市民代表等で構成される「甲州市男女共同参画推進委員会」を設置し、本計画にもとづく施策を総合的、かつ、効果的に推進します。

3. 男女共同参画審議会の設置

甲州市男女共同参画推進条例に規定する「甲州市男女共同参画審議会」を設置し、本計画の推進状況の確認及び本市の男女共同参画に関する施策に関する事項について市長の諮問に応じて調査審議を行います。



図表 17 推進体制



推進委員会の役割

第三次甲州市男女共同参画推進計画（甲州フルーティー夢プラン）をもとに、男女共同参画社会に関する施策を総合的かつ効果的に推進

審議会の役割

基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議

4. 計画の進行管理

男女共同参画の推進に向けての施策が確実に実施されるよう、計画の中で設定した各項目をはじめ、計画にもとづく具体的な取り組みの実施状況を把握し、その成果を評価して、取り組みの改善に努めるとともに、中間年度及び10年後の計画見直しの際に市民意識調査及び総括的な最終評価を実施して、その結果を次期計画策定に反映します。

参考

指標と目標値一覧

| 指 標 | 基 準 値 (基 準 年 度) | 10 年 後 目 標 値 | 備 考 |
|--|--|-----------------|---------------------------------------|
| 甲州市男女共同参画推進計画(甲州フルーティー夢プラン)を知っていると答えた人の割合 | 男性:25.5% 女性:11.9% 全体:15.5% (平成30年度) | 50% | 甲州市男女共同参画推進委員会実施アンケート ※およっこい祭りにて実施 |
| 甲州市男女共同参画推進条例を知っていると答えた人の割合 | 男性:43.4% 女性:34.4% 全体:36.7% (平成30年度) | 50% | |
| 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考えに反対である(どちらかといえば反対含む)と答えた割合 | 男性:46.5% 女性:61.1% 全体:54.7% (令和3年度) | 65% | 甲州市男女共同参画に関する市民意識調査 |
| 市の管理職における女性の割合 | 26.0% (令和3年度) | 35% | 甲州市女性の職業選択に資する情報の公開 |
| 市の課長職における女性の割合 | 11.5% (令和3年度) | 18% | 甲州市特定事業主行動計画 ※総務課 |
| 市の審議会等における女性委員の割合 | 26.5% (令和3年度) | 50% | 山梨県男女共同参画年次報告書 |
| 女性行政区長数(市行政区:100) | 3人 (令和3年度) | 10人 | 甲州市区長会 ※総務課 |
| 子宮頸がん検診 | 29.8% (令和元年度) | 50% | 地域保健・健康増進事業報告 |
| 乳がん検診受診率 | 33.7% (令和元年度) | 50% | ※健康増進課 |
| 特定健診受診率 | 男性:59.4% 女性:60.4% 全体:57.4% (令和元年度) | 60% | 法定報告値 ※健康増進課 |

*次の項目については、次回甲州市男女共同参画に関する市民意識調査(中間評価)にて把握予定

- ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が取れていると思う市民の割合
- ・DV等の相談窓口を知っている人の割合



世界・国・県の動向

世界の動向

世界経済フォーラムが2021年3月各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数を発表しました。この指数は、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。2021年の日本の総合スコアは0.656、順位は156か国中120位（前回は153か国中121位）でした。前回と比べて、スコア、順位ともに、ほぼ横ばいとなっており、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中でも韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました。

| 順位 | 国名 | 値 | 前年値 | 前年からの順位変動 |
|-----|----------|-------|-------|-----------|
| 1 | アイスランド | 0.892 | 0.877 | - |
| 2 | フィンランド | 0.861 | 0.832 | 1 |
| 3 | ノルウェー | 0.849 | 0.842 | -1 |
| 4 | ニュージーランド | 0.840 | 0.799 | 2 |
| 5 | スウェーデン | 0.823 | 0.820 | -1 |
| 11 | ドイツ | 0.796 | 0.787 | -1 |
| 16 | フランス | 0.784 | 0.781 | -1 |
| 23 | 英國 | 0.775 | 0.767 | -2 |
| 24 | カナダ | 0.772 | 0.772 | -5 |
| 30 | 米国 | 0.763 | 0.724 | 23 |
| 63 | イタリア | 0.721 | 0.707 | 13 |
| 79 | タイ | 0.710 | 0.708 | -4 |
| 81 | ロシア | 0.708 | 0.706 | - |
| 87 | ベトナム | 0.701 | 0.700 | - |
| 101 | インドネシア | 0.688 | 0.700 | -16 |
| 102 | 韓国 | 0.687 | 0.672 | 6 |
| 107 | 中國 | 0.682 | 0.676 | -1 |
| 119 | アンゴラ | 0.657 | 0.660 | -1 |
| 120 | 日本 | 0.656 | 0.652 | 1 |
| 121 | シエラレオネ | 0.655 | 0.668 | -10 |

各分野における日本のスコアは、次のとおりです。

| 分野 | スコア | 昨年のスコア |
|----|-------|--------|
| 経済 | 0.604 | 0.598 |
| 政治 | 0.061 | 0.049 |
| 教育 | 0.983 | 0.983 |
| 健康 | 0.973 | 0.979 |

特に、「経済」及び「政治」における順位が低くなっています。「経済」の順位は156か国中117位（前回は115位）、「政治」の順位は156か国中147位（前回は144位）となっています。各国がジェンダー平等に向けた努力を加速している中で、日本が遅れを取っていることを示しています。

（参考 内閣府HP）

国の動向

昭和60年の女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という。）の批准を契機に、法制度の整備が進められました。そして、平成11年、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを行う上で法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年には、同法第13条にもとづき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。以降、平成17年に「第2次」、平成22年に「第3次」、平成27年に「第4次」と、3度の改定を経て、令和2年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。第5次計画では、以下のとおり目指すべき社会を位置づけています。

「第5次男女共同参画基本計画」における「目指すべき社会」

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

立法においては、社会情勢が変化する中で、男女共同参画を取り巻く課題も多様化していることから、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に係る法律などが制定・改正されています。令和3年6月には、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした人に対する個別の周知・意向確認の措置の義務づけを定めた育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されました。

県の動向

平成14年に男女共同参画社会を実現するための基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにした「山梨県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、男女共同参画を総合的、計画的に推進するための具体的施策を示した「男女共同参画計画(ヒューマンプラン)」を策定しました。その後、平成18年に「第2次」、平成23年に「第3次」、平成28年に「第4次」を策定しました。第4次計画では、国の第4次計画策定や女性活躍推進法の制定といった動向を受け、基本目標の1つを「男女がいきいきと働くことができる環境づくり」から「あらゆる分野における女性の活躍」へと変更し、女性の能力開発や政策・方針決定過程への参画拡大、ワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた施策の推進を掲げています。

また、平成17年に「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、平成20年に「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」、平成25年に「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」、平成30年に「第4次配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定され、「やまなし性暴力被害者サポートセンター かいさぽももこ」が開設されました。

資料編

- 1 甲州市男女共同参画推進条例
- 2 甲州市男女共同参画推進委員会委員名簿
- 3 甲州市男女共同参画審議会委員名簿
- 4 第3次甲州市男女共同参画推進計画の策定経過



I. 甲州市男女共同参画推進条例

平成 28 年 3 月 18 日

条例第 6 号

日本国憲法においては、個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、女性差別撤廃条約の批准など国際社会における取組とも連動し、我が国では男女共同参画社会基本法に基づく各種施策が推進されてきた。そうした中において近年の社会情勢は、少子高齢化、人口減少など大きな変革期にあり、男女共同参画社会の実現が最重要課題と位置づけられている。

甲州市においても、活力ある心豊かな地域社会をつくりあげていくことが重要であり、性別にかかわりなく互いの人権を尊重しつつ協力し合い、それぞれの個性と能力を十分発揮することのできる社会の実現を目指し、さまざまな取組が行われてきた。

しかしながら、現実には固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会の制度、慣行が依然として残っており、真の男女共同参画社会の実現には至っていない。

今まさに、行政だけでなく、市民一人ひとり、事業者等あらゆる分野におけるより一層の意識改革と、連携協働した更なる取組が不可欠である。

甲州市は、豊かな自然や果樹園が広がる歴史文化に彩られたまちであり、昔からの良き伝統や地域の絆が息づいている。この住みよいふるさと甲州市を、守り、育て、発展させていくために、甲州市に暮らし又は活動する誰もが、あらゆる場面でその人らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第Ⅰ章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本的理念を定め、市、市民、事業者、自治組織等の責務を明らかにし、男女共同参画の推進について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、

経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことを行う。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することを行う。
- (3) 市民 住民登録の有無にかかわらず、市内に居住する者、通勤する者、通学する者及び活動する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、営利又は非営利の事業活動を行う全ての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 自治組織等 市内の行政区等に基づいて形成された団体及びその他の市民団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 家庭教育、学校教育、社会教育その他本市において教育に携わる全ての者をいう。
- (7) 事業者等 事業者、自治組織等及び教育に携わる者をいう。
- (8) 家族経営協定 農業及び個人商店等の家族経営において、労働時間、労働報酬、休日等について取決めを行い、それぞれが自覚を持って経営に参画すること目的に締結するものをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して中立になるよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市又は事業者等のあらゆる組織的決定の場に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援を受けながら、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようすること。
- (5) 学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野における教育において男女共同参画の推進が図られること及び男女の生涯にわたり男女共同参画に関する学習の機会が確保されること。



- (6) 男女が、それぞれの性について理解を深めることで、性と生殖に関し、互いの意思が尊重され、生涯にわたる健康と安全が確保されること。
- (7) 社会のあらゆる分野から暴力及び虐待並びに他の者を不快にさせる性的な言動を根絶すること。
- (8) 国際社会における取組の動向を踏まえ、国際理解及び国際協力の理念の下に行われること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条各号に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民の意見を尊重するとともに、市民、事業者等のほか、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力しなければならない。
- 3 市は、学校教育、家庭教育、社会教育その他あらゆる教育の分野において、男女平等の理念に基づく社会的自立、生活自立、又は固定的性別役割分担意識の排除、その他健全な自己形成を促す教育の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、あらゆる社会の分野において、主体的に男女共同参画の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、家庭において家事、育児、介護等の役割分担について、家庭内で話し合い、円滑に進められるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進する市の施策を十分に理解し、及び協力するほか、これを積極的に実施するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、男女の平等に関する法令を遵守し、その雇用する者に対し、男女平等意識の啓発を行うとともに、男女が家庭と事業活動とを両立できる職場環境づくりに努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画に関する調査に協力するよう努めなければならない。

(自治組織等の責務)

第 7 条 自治組織等は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識及び社会の慣行その他男女共同参画の推進を阻害する要因を取り除くよう努めなければならない。

2 自治組織等は、市が実施する男女共同参画の施策の遂行に協力するよう努めなければならない。

3 自治組織等の役職の構成に当たっては、性別を理由に異なった取扱いをしないよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第 8 条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進における教育の重要性について深く理解し、積極的に基本理念に配慮した教育に取り組まなければならない。

第 2 章 性別による権利侵害の禁止

(個人としての尊厳と性別による差別的取扱いの禁止)

第 9 条 何人も、個人としての尊厳を冒されなければならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。

3 結果において、男女のいずれか一方に有利になるような取扱いは、前項にいう差別的取扱いとみなす。

(配偶者等に対する暴力的行為の禁止)

第 10 条 何人も、配偶者若しくは過去において配偶者であった者又は親密な男女関係にある者若しくは過去において親密な男女関係にあった者に対し、暴力的行為や虐待行為をしてはならない。

(ハラスメント行為の禁止)

第 11 条 何人も、その者が行った性的な言動により相手方の生活環境を害し、又はその者が行った性的言動に対する相手方の対応を理由として当該相手方に不利益な取扱いをしてはならない。当該行為を助長する行為についても、同様とする。

2 何人も、女性労働者に対して、妊娠若しくは出産又は育児休業の申出若しくは取得を理由とする不利益な取扱いをしてはならない。当該取扱いを助長する行為についても、同様とする。



3 何人も、男性労働者に対して、育児休業又は子育てのための短時間勤務を取得することを妨げる等の行為をしてはならない。当該行為を助長する行為についても、同様とする。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第 12 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間の暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第 3 章 基本的施策

(基本計画の策定)

第 13 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の実現に向けての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

(施策の策定への配慮)

第 14 条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと思われる施策の策定においては、第 3 条各号に定める基本理念に基づくものとする。

2 市は、防災、減災、地域おこし、まちづくり、観光、環境その他新たな取組を必要とする分野における男女共同参画を推進しなければならない。

(財政上の措置)

第 15 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要に応じて財政上の措置を講ずるものとする。

(子育てと介護の共助と支援)

第 16 条 家族を構成する者は、性別により役割を固定することなく、子どもの養育、家族の介護その他家庭内における生活上の事柄について話し合い、共に助け合い、協力し合わなければならぬ。

2 市及び事業者等は、家族を構成する者が性別により役割を固定することなく子育て及び介護を積極的に行うことができるよう、環境整備に努めなければならない。

(市民等への活動支援)

第 17 条 市は、男女共同参画を推進する市民又は団体に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(事業者、自治組織等への支援)

第 18 条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるよう必要な支援を行うものとする。

2 市は、事業者に対し、職場における第 9 条から第 11 条に定める性別による権利侵害に関する問題の回避に係る情報を提供しなければならない。

3 市は、自治組織等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(自営業者への支援)

第 19 条 市は、農林業、商工業その他産業における自営業の男女共同参画を推進するため、これらに従事するものに対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

2 市は、家族経営協定、経営の法人化等の具体的な手法の普及拡大及び有効活用を図るため、必要な支援を行うものとする。

(情報提供等)

第 20 条 市は、市民及び事業者等が個人のさまざまな能力を引き出し活かすことができるよう、男女共同参画に関する情報提供、研修機会の提供等の積極的な措置を講ずるよう努めなければならない。

(女性リーダーの養成)

第 21 条 市は、地域、職場その他社会活動の場面における女性の参画が未だ十分でない状況に鑑み、積極的改善措置として、女性リーダーを養成する措置を講ずるものとする。

2 市は、前項において養成された女性リーダーが活躍できる機会を提供するよう努めなければならない。

(市民等の表彰)

第 22 条 市は、男女共同参画の推進に関する活動に積極的に取り組んでいる市民、事業者等の表彰を行うものとする。

(職員の研修)

第 23 条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと思われる施策を策定するに当たり、男女共同参画の視点を盛り込むために、男女共同参画の推進に関する職員の資質の向上を図る職員研修を実施しなければならない。

(性別を前提としない採用及び配置)

第 24 条 市長は、職員の採用及び人事異動に当たり、性別を前提としないように努めなければならない。

(苦情及び相談への対応)

- 第 25 条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市民及び事業者等から苦情の申出があった場合は、適切な処置を迅速に講ずるよう努めるものとする。
- 2 市長は、性別に基づく人権の侵害等に関する市民の相談の申出があった場合は、その対応について関係機関と連携し適切な措置を迅速に講ずるよう努めるものとする。
- 3 何人も、前 2 項の申出をしたことにより、不利益な取扱いを受けない。

第 4 章 推進体制

(男女共同参画審議会)

- 第 26 条 基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査審議等を行うための組織として、甲州市附属機関の設置に関する条例(平成 22 年甲州市条例第 1 号)の定めるところにより、甲州市男女共同参画審議会を置く。

(推進組織の設置)

- 第 27 条 市長は、基本計画を推進するための組織を置くことができる。

第 5 章 補則

(委任)

- 第 28 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている甲州フルーティー夢プランは、第 13 条の規定により策定された基本計画とみなす。

2. 甲州市男女共同参画推進委員会委員名簿

| 氏名 | 備考 |
|--------|------|
| 網野 澄子 | |
| 雨宮 秀一 | |
| 池田 好一 | |
| 内田 明子 | |
| 岡村 久美子 | 副委員長 |
| 橘田 悅子 | |
| 小池 尚美 | |
| 河野 恵 | |
| 齋木 裕子 | |
| 早乙女 修一 | |
| 塩島 和美 | 副委員長 |
| 野口 雅美 | 委員長 |
| 廣瀬 忍 | |
| 山本 瞳 | |

(五十音順、敬称略)

3. 甲州市男女共同参画審議会委員名簿

| 氏名 | 区分 | 所属等 | 備考 |
|--------|-----------|--------------------|------|
| 市川 史子 | 公募 | | |
| 小林 一三 | 関係団体等の構成員 | 区長会会長 | |
| 佐藤 多賀子 | 学識経験者 | | 副委員長 |
| 柴田 幸也 | 関係団体等の構成員 | 子ども子育て会議会長 | |
| 中村 文雄 | 関係団体等の構成員 | 民生委員児童委員連絡協議会会長 | |
| 野口 雅美 | 学識経験者 | | |
| 林 徳子 | 学識経験者 | | |
| 広瀬 好伸 | 関係団体等の構成員 | フルーツ山梨農業協同組合 参事 | |
| 古屋 二三夫 | 関係団体等の構成員 | 甲州市商工会副会長 | |
| 山内 幸雄 | 学識経験者 | 憲法学者 山梨県立大学講師 | 委員長 |

(五十音順、敬称略)

4. 第3次甲州市男女共同参画推進計画の策定経過

| 開催日 | 議事 |
|----------------|--|
| 令和3年4月19日 | 第1回男女共同参画推進委員会 策定方針及びスケジュールの確認 |
| 令和3年5月13日～31日 | 第2次甲州フルーティー夢プラン最終評価に伴う関係課各事業について検証 |
| 令和3年6月8日 | 第2回男女共同参画推進委員会 第2次甲州フルーティー夢プランの振り返りについて意見交換 |
| 令和3年6月15日 | 第1回家庭部会、職場部会、地域部会 第2次甲州フルーティー夢プランの振り返りについて意見交換 |
| 令和3年9月10日（書面） | 第3回男女共同参画推進委員会 計画骨子案（基本目標、重点目標、施策の方向）について協議 |
| 令和3年9月28日 | 第4回男女共同参画推進委員会 男女共同参画に関する意識調査結果報告 |
| 令和3年10月4日 | 第2回地域部会 第3次甲州市男女共同参画推進計画に向けた委員会の取り組みについて内容検討 |
| 令和3年10月6日 | 第2回家庭部会、職場部会 第3次甲州市男女共同参画推進計画に向けた委員会の取り組みについて内容検討 |
| 令和3年10月27日 | 第5回男女共同参画推進委員会（学習会） |
| 令和3年11月10日 | 第1回男女共同参画審議会 質問、男女共同参画に関する意識調査結果報告 現在までの取り組みについて説明 |
| 令和3年11月15日～19日 | 第3次甲州市男女共同参画推進計画に向けた府内関係課の取り組みについて内容検討 |
| 令和3年11月24日 | 第6回男女共同参画推進委員会 重点目標、推進の方向について再検討 |
| 令和3年12月13日 | 第7回男女共同参画推進委員会 計画書（素案）、指標について検討 |

| 開催日 | 議事 |
|-----------------|--|
| 令和3年12月21日 | 第2回男女共同参画審議会 計画書(素案)の内容の検討 |
| 令和4年1月18日～1月31日 | パブリックコメントの実施 |
| 令和4年2月21日 | 第3回男女共同参画審議会 パブリックコメントの結果報告 第3次男女共同参画推進計画承認、答申 |

*第3次計画から計画名を以下のとおり変更しています。

「第3次甲州市男女共同参画推進計画～甲州フルーティー夢プラン～」

*機構改革について

令和4年4月1日付けて市役所の組織改編を行うため、第4章に記載している課名については、改編後の課名となっています。

第3次甲州市男女共同参画推進計画

～甲州フルーティー夢プラン～

発行年月 令和4年 月

発 行 甲州市

編 集 市民課・甲州市男女共同参画推進委員会

〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾 1085 番地1

TEL:0553-32-2111(代表)

URL:<http://www.city.koshu.yamanashi.jp>